

第3期鎌倉市障害者基本計画

(平成30年度(2018年度)～平成35年度(2023年度))

平成30年(2018年)3月

鎌倉市

はじめに



鎌倉市では、平成24年（2012年）3月に、第2期鎌倉市障害者基本計画を定めました。今回、第2期鎌倉市障害者基本計画の計画期間が満了することから、改定作業を進め、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）まで

6年間の第3期鎌倉市障害者基本計画を策定しました。

この間、障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の制定などにより、障害福祉施策を取り巻く環境が大きく変化してきました。この計画は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進することを目的とする障害者基本法に基づく計画です。前期計画の将来目標である「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を継承しつつ、4つの重点課題として「共生社会実現に向けた取組」「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進」「地域での生活を支援する体制の充実」「働く場の充実と就労支援体制の推進」を掲げています。課題に対し様々な取り組みを行いながら、一步一步着実に鎌倉市の障害福祉を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様、ご意見・ご提言をいただきました鎌倉市障害者支援協議会はじめ関係団体の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）3月

鎌倉市長 松尾 崇

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
第2章 障害者の状況.....	4
1 障害者数.....	4
2 身体障害者の状況.....	6
3 知的障害者の状況.....	9
4 精神障害者の状況.....	11
5 障害児支援の状況.....	13
6 特別支援教育の状況.....	16
7 雇用の状況.....	18
第3章 計画の考え方.....	20
1 将来目標.....	20
2 将来目標実現に向けての基本的視点.....	21
3 重点課題.....	22
4 施策の体系.....	24

第4章 施策の展開（個別事業）	26
1 安全・安心な生活環境の整備	26
2 情報提供・意思疎通支援の充実	30
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	33
4 福祉・生活支援の充実	36
5 保健・医療の推進	42
6 雇用・就労支援の推進	44
7 子どもへの支援の充実	47
第5章 計画の進行管理	51
1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会	51
2 PDCAサイクル	51
3 鎌倉市障害者支援協議会	52
資料編	53
1 計画策定の経過	53
2 障害者施策にかかる主な法制度等の動向	55
3 障害者福祉に関するアンケート調査結果（概要版）	60
4 市政e-モニターアンケート「障害者の福祉について」調査結果	89
5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例	95
6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則	97
7 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿	98
8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱	99
9 用語解説	101



計画の概要

1 計画改定の趣旨

国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年（2013 年）4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成 30 年（2018 年）4 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行（予定）され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 26 年（2014 年）1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成 28 年（2016 年）4 月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

本市では、平成 24 年（2012 年）3 月に「第 2 期鎌倉市障害者基本計画」、平成 27 年（2015 年）3 月に「第 4 期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

「第 2 期鎌倉市障害者基本計画」及び「第 4 期鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間が平成 29 年度（2017 年度）をもって終了することから、本市の障害者施策を計画的に推進するため、新たに平成 30 年度（2018 年度）を初年度とした「第 3 期鎌倉市障害者基本計画」及び「第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

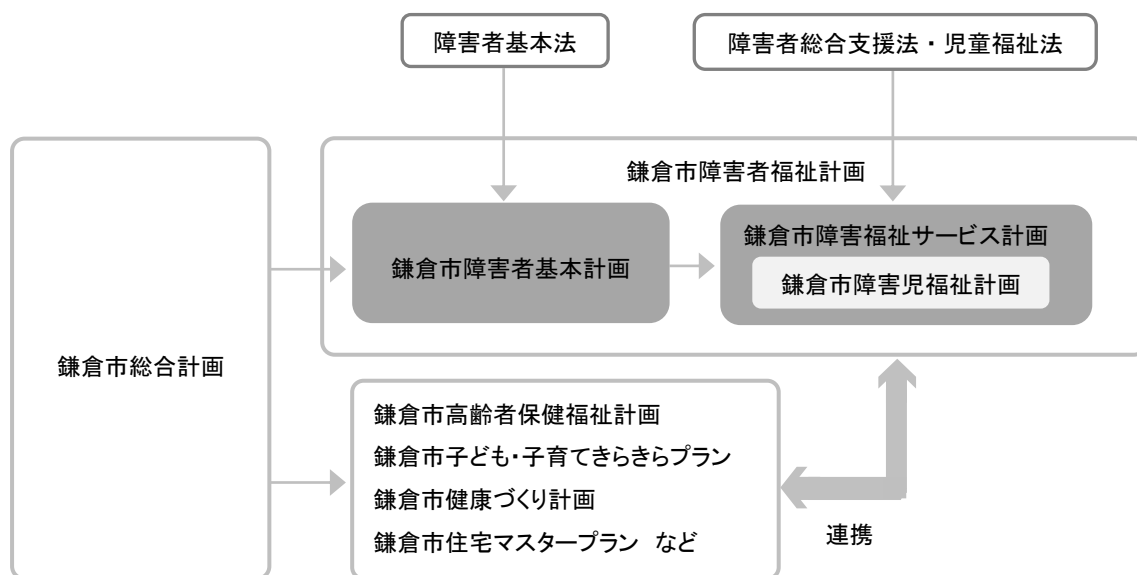
「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」と「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「かながわ障害者計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成 30 年度（2018 年度）から障害児福祉計画を定めることとなりました。総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、平成 30 年度（2018 年度）からの「第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画」に「第 1 期鎌倉市障害児福祉計画」を含めた形で策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第 3 次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。



3 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

現行の「第2期鎌倉市障害者基本計画」は平成24年度（2012年度）から平成29年度（2017年度）までの6年間を計画期間としており、新たに策定する「第3期鎌倉市障害者基本計画」は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。現行の「第4期鎌倉市障害福祉サービス計画」は平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までを計画期間としており、新たに策定する「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」（第1期鎌倉市障害児福祉計画を含む）は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第3期					
鎌倉市 障害福祉サービス 計画	第5期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第1期					



障害者の状況

1 障害者数

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の鎌倉市の障害者数（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、7,198 人です。同日の鎌倉市総人口が、172,352 人であり、障害者の総人口に占める比率は約 4.1%です。

障害者手帳所持者数全体の推移は、平成 25 年度（2013 年度）と比べ、4.6%の増加となっていますが、このうち特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が、22.9%と大きな増加率となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数が占める構成比率も、平成 25 年度（2013 年度）の 14.7%から、平成 29 年度（2017 年度）は 17.2%に増えるなど、年々上昇しています。身体障害者手帳所持者数については、77.7%が 65 歳以上であるため、自然減の影響も受け、平成 25 年度（2013 年度）からの 4 年間の増減率については、0.7%減少しています。

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成 25 年度 (2013 年度)	5,010	861	1,010	6,881
(構成比率)	(72.8%)	(12.5%)	(14.7%)	(100%)
平成 26 年度 (2014 年度)	4,994	904	1,090	6,988
(構成比率)	(71.5%)	(12.9%)	(15.6%)	(100%)
平成 27 年度 (2015 年度)	5,069	915	1,159	7,143
(構成比率)	(71.0%)	(12.8%)	(16.2%)	(100%)
平成 28 年度 (2016 年度)	4,943	933	1,186	7,062
(構成比率)	(70.0%)	(13.2%)	(16.8%)	(100%)
平成 29 年度 (2017 年度)	4,974	983	1,241	7,198
(構成比率)	(69.1%)	(13.7%)	(17.2%)	(100%)
前年度比	100.6%	105.4%	104.6%	101.9%
上記年度期間の 増減率	▲0.7%	14.2%	22.9%	4.6%

(資料) 障害福祉課

各年度 4 月 1 日現在

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は各前年度 3 月 31 日現在

年齢区分別障害者手帳所持者数は、3 障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害者手帳所持者数については、65 歳以上が最も多く 77.7%、療育手帳所持者数については、18～39 歳が最も多く 39.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、40～64 歳が最も多く 56.6%となっています。

2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

単位：人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
18 歳未満 (構成比率)	105 (2.1%)	274 (27.9%)	20 (1.6%)	399 (5.5%)
18～39 歳 (構成比率)	165 (3.3%)	392 (39.9%)	341 (27.5%)	898 (12.5%)
40～64 歳 (構成比率)	839 (16.9%)	257 (26.1%)	702 (56.6%)	1,798 (25.0%)
65 歳以上 (構成比率)	3,865 (77.7%)	60 (6.1%)	178 (14.3%)	4,103 (57.0%)
合計	4,974 (100%)	983 (100%)	1,241 (100%)	7,198 (100%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日現在

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日現在

※精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19 歳以下」「20～39 歳」「40～64 歳」「65 歳以上」

2 身体障害者の状況

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の鎌倉市における身体障害者手帳所持者数は、4,974 人です。

障害等級別の身体障害者手帳所持者数については、1 級、2 級の重度障害者が 53.1%と過半数を占めています。

平成 25 年度（2013 年度）からの 4 年間の増減率については、5 級、6 級が、それぞれ 6.6%、4.4%増加しています。2 級、3 級は、それぞれ 7.5%、6.9%減少しています。

2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 25 年度 (2013 年度)	1,879	778	754	1,128	198	273	5,010
(構成比率)	(37.5%)	(15.5%)	(15.0%)	(22.5%)	(4.0%)	(5.4%)	(100.0%)
平成 26 年度 (2014 年度)	1,903	759	754	1,120	197	261	4,994
(構成比率)	(38.1%)	(15.2%)	(15.1%)	(22.4%)	(3.9%)	(5.2%)	(100.0%)
平成 27 年度 (2015 年度)	1,933	750	748	1,161	209	268	5,069
(構成比率)	(38.1%)	(14.8%)	(14.8%)	(22.9%)	(4.1%)	(5.3%)	(100.0%)
平成 28 年度 (2016 年度)	1,888	730	714	1,145	194	272	4,943
(構成比率)	(38.2%)	(14.8%)	(14.4%)	(23.2%)	(3.9%)	(5.5%)	(100.0%)
平成 29 年度 (2017 年度)	1,918	720	702	1,138	211	285	4,974
(構成比率)	(38.6%)	(14.5%)	(14.1%)	(22.9%)	(4.2%)	(5.7%)	(100.0%)
前年度比	101.6%	98.6%	98.3%	99.4%	108.8%	104.8%	100.6%
上記年度期 間の増減率	2.1%	▲7.5%	▲6.9%	0.9%	6.6%	4.4%	▲0.7%

(資料) 障害福祉課

各年度 4 月 1 日現在

障害種別の身体障害者手帳所持者数の構成比率は、肢体不自由が全体の49.9%と約半数を占めています。次に、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害）が34.8%で多くを占めています。

平成25年度（2013年度）からの4年間の増減率については、内部障害が5.4%、聴覚・平衡機能障害が4.5%増加しています。また、音声・言語・そしゃく機能障害が11.1%、肢体不自由が5.2%、視覚障害が0.3%それぞれ減少しています。

2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成25年度 (2013年度)	329	380	45	2,615	1,641	5,010
(構成比率)	(6.6%)	(7.6%)	(0.9%)	(52.2%)	(32.8%)	(100%)
平成26年度 (2014年度)	319	367	44	2,611	1,653	4,994
(構成比率)	(6.4%)	(7.3%)	(0.9%)	(52.3%)	(33.1%)	(100%)
平成27年度 (2015年度)	322	374	42	2,630	1,701	5,069
(構成比率)	(6.4%)	(7.4%)	(0.8%)	(51.9%)	(33.6%)	(100%)
平成28年度 (2016年度)	324	394	64	2,529	1,632	4,943
(構成比率)	(6.6%)	(8.0%)	(1.3%)	(51.2%)	(33.0%)	(100%)
平成29年度 (2017年度)	328	397	40	2,480	1,729	4,974
(構成比率)	(6.6%)	(8.0%)	(0.8%)	(49.9%)	(34.8%)	(100%)
前年度比	101.2%	100.8%	62.5%	98.1%	105.9%	100.6%
上記年度期 間の増減率	▲0.3%	4.5%	▲11.1%	▲5.2%	5.4%	▲0.7%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況については、音声・言語・そしゃく機能障害を除いた障害種別で、年齢が上がることに伴って増加しており、特に65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。

2-2-3 障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満 (構成比率)	4 (1.2%)	17 (4.3%)	1 (2.5%)	67 (2.7%)	16 (0.9%)	105 (2.1%)
18～39歳 (構成比率)	13 (4.0%)	23 (5.8%)	0 (0%)	99 (4.0%)	30 (1.7%)	165 (3.3%)
40～64歳 (構成比率)	52 (15.9%)	46 (11.6%)	13 (32.5%)	454 (18.3%)	274 (15.8%)	839 (16.9%)
65歳以上 (構成比率)	259 (79.0%)	311 (78.3%)	26 (65.0%)	1,860 (75.0%)	1,409 (81.5%)	3,865 (77.7%)
合計 (構成比率)	328 (6.6%)	397 (8.0%)	40 (0.8%)	2,480 (49.9%)	1,729 (34.8%)	4,974 (100%)

(資料) 障害福祉課

平成29年(2017年)4月1日現在

3 知的障害者の状況

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の鎌倉市における療育手帳所持者数は、983 人です。

障害程度別の療育手帳所持者数については、最重度（A1）が 21.7%、重度（A2）が 23.5%、中度（B1）が 25.3%、軽度（B2）が 29.5%となっています。

平成 25 年度（2013 年度）からの 4 年間の増減率については、全体で 14.2%の増加となっています。その中で軽度（B2）の増加率が 28.9%と最も高くなっています。次いで中度（B1）の増加率が 11.7%になっています。

2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

単位：人

	最重度（A1）	重度（A2）	中度（B1）	軽度（B2）	合計
	IQ20 以下	IQ21～35	IQ36～50	IQ51 以上	
平成 25 年度 （2013 年度） （構成比率）	192 (22.3%)	221 (25.7%)	223 (25.9%)	225 (26.1%)	861 (100%)
平成 26 年度 （2014 年度） （構成比率）	212 (23.5%)	226 (25.0%)	240 (26.5%)	226 (25.0%)	904 (100%)
平成 27 年度 （2015 年度） （構成比率）	207 (22.6%)	226 (24.7%)	231 (25.2%)	251 (27.4%)	915 (100%)
平成 28 年度 （2016 年度） （構成比率）	211 (22.6%)	228 (24.4%)	234 (25.1%)	260 (27.9%)	933 (100%)
平成 29 年度 （2017 年度） （構成比率）	213 (21.7%)	231 (23.5%)	249 (25.3%)	290 (29.5%)	983 (100%)
前年度比	100.9%	101.3%	106.4%	115.5%	107.4%
上記年度期間 の増減率	10.9%	4.5%	11.7%	28.9%	14.2%

（資料）障害福祉課

各年度 4 月 1 日現在

障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況については、すべての障害程度で18～39歳の割合が最も高くなっています。

また、年代別で最も多いのは、18歳未満、18～39歳未満では軽度（B2）、40～64歳、65歳以上では、中度（B1）となっています。

2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

単位：人

	最重度（A1）	重度（A2）	中度（B1）	軽度（B2）	合計
	IQ20以下	IQ21～35	IQ36～50	IQ51以上	
18歳未満 (構成比率)	52 (5.3%)	58 (5.9%)	50 (5.1%)	114 (11.6%)	274 (27.9%)
18～39歳 (構成比率)	95 (9.7%)	81 (8.2%)	99 (10.1%)	117 (11.9%)	392 (39.9%)
40～64歳 (構成比率)	59 (6.0%)	72 (7.3%)	77 (7.8%)	49 (5.0%)	257 (26.1%)
65歳以上 (構成比率)	7 (0.7%)	20 (2.0%)	23 (2.3%)	10 (1.0%)	60 (6.1%)
合計 (構成比率)	213 (21.7%)	231 (23.5%)	249 (25.3%)	290 (29.5%)	983 (100%)

(資料) 障害福祉課

平成29年(2017年)4月1日現在

4 精神障害者の状況

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在の鎌倉市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,241 人です。

障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数については、2 級が最も多く 66.8%となっています。

平成 24 年度（2012 年度）からの 4 年間の増減率については、全体で 22.9%の増加となっています。その中で 3 級の増加率が 48.9%と最も高くなっています。

2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合計
平成 24 年度 (2012 年度) (構成比率)	205 (20.3%)	668 (66.1%)	137 (13.6%)	1,010 (100%)
平成 25 年度 (2013 年度) (構成比率)	208 (19.1%)	717 (65.8%)	165 (15.1%)	1,090 (100%)
平成 26 年度 (2014 年度) (構成比率)	201 (17.3%)	769 (66.4%)	189 (16.3%)	1,159 (100%)
平成 27 年度 (2015 年度) (構成比率)	209 (17.6%)	787 (66.4%)	190 (16.0%)	1,186 (100%)
平成 28 年度 (2016 年度) (構成比率)	208 (16.8%)	829 (66.8%)	204 (16.4%)	1,241 (100%)
前年度比	99.5%	105.3%	107.4%	104.6%
上記年度期間の増減率	1.5%	24.1%	48.9%	22.9%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度 3 月 31 日現在

年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況については、40～64 歳が最も多く、56.6%となっています。

2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

単位：人

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19 歳以下 (構成比率)	20 (1.6%)
20～39 歳 (構成比率)	341 (27.5%)
40～64 歳 (構成比率)	702 (56.6%)
65 歳以上 (構成比率)	178 (14.3%)
合計 (構成比率)	1,241 (100%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在の鎌倉市における自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数は、2,191 人です。

平成 24 年度（2012 年度）から 4 年間の増減率については 9.1%の増加となっています。

2-4-3 自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数の推移

単位：人

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
平成 24 年度（2012 年度）	2,007
平成 25 年度（2013 年度）	2,097
平成 26 年度（2014 年度）	2,138
平成 27 年度（2015 年度）	2,144
平成 28 年度（2016 年度）	2,191
前年度比	102.2%
上記年度期間の増減率	9.1%

（資料）神奈川県精神保健福祉センター

各年度 3 月 31 日現在

年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数の状況については、40～64 歳が最も多く、59.8%となっています。

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数の状況

単位：人

	自立支援医療（精神通院医療）受給者証認定者数
19 歳以下 (構成比率)	46 (2.1%)
20～39 歳 (構成比率)	569 (26.0%)
40～64 歳 (構成比率)	1,311 (59.8%)
65 歳以上 (構成比率)	265 (12.1%)
合計 (構成比率)	2,191 (100%)

（資料）神奈川県精神保健福祉センター

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在

5 障害児支援の状況

(1) 鎌倉市における障害児支援体制の整備状況

鎌倉市では昭和52年（1977年）に「障害児福祉センターあおぞら園（現：児童発達支援センターあおぞら園）」を開設し、障害のある子どもへの支援を行っていましたが、昭和58年（1983年）に療育相談担当を設置し、神奈川県補助事業として「地域療育システム推進事業」を開始し、乳幼児健診後のフォローグループの実施などを行ってきました。また、平成18年（2006年）には、ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備し、発達支援システムネットワークを設置しました。

さらに平成21年度（2009年度）には、発達が「少し気になる」という段階から相談ができるよう、子育て支援の観点からこどもみらい部に発達支援室を設置し、早期発見、早期支援の体制整備を進めてきました。

発達支援室に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、保育士、児童指導員などの専門職が支援を必要とする子どもの相談や支援を行っています。また、幼稚園、保育園、認定こども園などに在籍する支援を必要とする子どもが地域社会で成長していくことができるよう、専門職が園を訪問し園への助言を行う、巡回相談事業を実施しています。

平成20年度（2008年度）からは、発達障害等の早期発見、適切な支援のため、実施対象園において5歳児すこやか相談事業を実施しています。段階的に実施対象園を増やし、平成25年度（2013年度）からは鎌倉市在住のすべての5歳児（年中年齢児）を対象として実施しています。

(2) 発達障害児への支援

発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害児は、得意なことと苦手なことの差が大きく得意なことは優れた能力を発揮するため、周囲からは本人のわがままや親のしつけの問題と誤解されることも多く見受けられます。発達障害児のすこやかな成長のためには、本人の特性に応じた環境調整と周囲の理解が不可欠であり、発達障害に対する理解・啓発は発達障害児への支援として重要であることから、保護者や支援者、一般市民を対象とした発達障害への理解・啓発講演会を毎年実施しています。また、平成29年度（2017年度）からは、身近な支援者の発達障害理解促進と具体的な対応のスキルアップを目的とした人材育成のための講座を実施し、支援者の育成を行っています。

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

単位：件、回

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成 26 年度 (2014 年度)	106	103	72	72	67	30	177	144	97
平成 27 年度 (2015 年度)	105	76	90	60	63	36	154	124	88
平成 28 年度 (2016 年度)	145	100	87	52	50	34	164	104	86

(資料) 発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

単位：人

	対象児童数	支援が必要な児童数
平成 26 年度 (2014 年度)	1,252	78
平成 27 年度 (2015 年度)	1,244	76
平成 28 年度 (2016 年度)	1,188	86

(資料) 発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数 (児童発達支援)

単位：人

	児童発達支援センターあおぞら園 (児童発達支援) (基本的生活習慣・情緒・社会性などの発達の援助)
平成 26 年度 (2014 年度)	38
平成 27 年度 (2015 年度)	36
平成 28 年度 (2016 年度)	31

(資料) 発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

単位：人

	①リハビリ指導 (ころびやすい・手足が不器用などの運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が不明瞭・吃音などの指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団生活上の心配に対する個別指導やグループ指導)
平成 26 年度 (2014 年度)	70	114	50
平成 27 年度 (2015 年度)	69	95	57
平成 28 年度 (2016 年度)	64	92	33

(資料) 発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育園等への障害児の通園状況

単位：人、箇所

	児童数	施設数
私立幼稚園	43	13
市立保育園	28	6
私立保育園等	30	11
合計	101	30

(資料) 発達支援室、保育課

平成 28 年度 (2016 年度) 実績

※幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等

6 特別支援教育の状況

本市では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進しています。

各学校においては、校内委員会を設置し教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討をしています。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関との連携による支援も検討します。

支援の必要な児童生徒に対しては、生活介助を主な業務とする特別支援学級補助員・学級介助員を小中学校に、学習支援を主な業務とするスクールアシスタントを小学校に配置しています。また、教育活動上の必要な場面に応じて学級支援員を派遣しています。

特別支援学級は小学校 10 校 24 学級、中学校 7 校 16 学級設置しており、平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在 155 人の児童生徒が在籍しています。また、小学校 4 校に、きこえやことばの障害により適切な指導を必要とする児童や、ソーシャルスキルトレーニングを必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、215 人が通級しています。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況の推移については、生活介護事業所、就労継続支援事業所 B 型などが多い状況となっています。

2-6-1 特別支援学級児童生徒数及び学級数

単位：人、学級

	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	41	10	20	7	61	17
自閉症・情緒障害	53	10	28	7	81	17
肢体不自由	3	1	4	1	7	2
弱視	1	1	1	1	2	2
病弱・身体虚弱	3	1	0	0	3	1
難聴	1	1	0	0	1	1
合計	102	24	53	16	155	40

(資料) 教育指導課

平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在

※市立小学校全 16 校中及び市立中学校全 9 校中

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数（小学校）

単位：人

	児童数
難聴	3
言語	150
情緒	62
合計	215

（資料）教育指導課

平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校 （知的障害教育部門）	7	4	53	64
特別支援学校 （肢体不自由教育部門）	6	5	3	14
ろう学校	2	3	5	10
盲学校	0	0	0	0
合計	15	12	61	88

（資料）障害福祉課

平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在

※特別支援学校については、神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の児童・生徒数
 ろう学校については、平塚ろう学校の児童・生徒数
 盲学校については、平塚盲学校の児童・生徒数

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

単位：人

	就職	神奈川県能力開発センター	地域活動支援センター	在宅	生活介護事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所 A 型	就労継続支援事業所 B 型	自立訓練事業所 （機能訓練・生活訓練）	療養介護	障害者職業能力開発校	合計
平成 26 年度 （2014 年度）	3	0	0	1	2	4	0	0	0	1	0	11
平成 27 年度 （2015 年度）	5	1	1	0	5	3	0	2	0	0	0	17
平成 28 年度 （2016 年度）	3	1	1	0	7	3	0	4	0	0	0	19

（資料）障害福祉課

※各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の卒業生の進路

7 雇用の状況

ハローワーク藤沢管内における障害者の実雇用率は、平成 26 年度（2014 年度）1.66%、平成 27 年度（2015 年度）1.72%、平成 28 年度（2016 年度）1.85%と年々増加しています。また、雇用率達成企業割合も増加傾向にあります。

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

単位：人

	人口	構成比
鎌倉市	172,352	19.4%
藤沢市	427,501	48.2%
茅ヶ崎市	239,891	27.0%
寒川町	48,089	5.4%
合計	887,833	100.0%

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在

（資料）平成 28 年度（2016 年度）業務概況 ハローワーク藤沢

2-7-2 雇用状況

（企業全体の常用労働者数が 50 人以上の事業主から報告を求め集計作成したもの）

単位：箇所、人

		ハローワーク藤沢（現所管）	神奈川県
企業数		318	4,295
常用雇用労働者数		61,866	1,065,214
常用雇用障害者数		1,146	19,925
実雇用率	平成 26 年度 （2014 年度）	1.66%	1.75%
	平成 27 年度 （2015 年度）	1.72%	1.82%
	平成 28 年度 （2016 年度）	1.85%	1.87%
雇用率達成 企業割合	平成 26 年度 （2014 年度）	44.0%	41.6%
	平成 27 年度 （2015 年度）	45.7%	44.0%
	平成 28 年度 （2016 年度）	52.2%	46.7%

各年度 6 月 1 日現在

（資料）平成 26 年度（2014 年度）～平成 28 年度（2016 年度）業務概況 ハローワーク藤沢

※障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。ただし、短時間労働者は、1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントし、重度身体障害者及び重度知的障害者は 1 人を 2 人に相当するものとしてカウントします。短時間の重度身体障害者及び重度知的障害者は 1 人としてカウントします。

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

単位：件

	新規求職申込件数					就職件数				
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他 障害者	合計	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他 障害者	合計
平成 26 年度 (2014 年度)	298	167	422	30	917	79	61	143	5	288
平成 27 年度 (2015 年度)	296	227	450	45	1,018	73	79	138	13	303
平成 28 年度 (2016 年度)	302	200	480	43	1,025	83	64	152	11	310
前年度比	102.0%	88.1%	106.7%	95.6%	100.7%	113.7%	81.0%	110.1%	84.6%	102.3%

各年度 6 月 1 日現在

(資料) 平成 26 年度 (2014 年度) ~ 平成 28 年度 (2016 年度) 業務概況 ハローワーク藤沢



計画の考え方

1 将来目標

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の1つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

以上のことを踏まえ、第3期鎌倉市障害者基本計画では、第2期計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めます。

**障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち**

2 将来目標実現に向けての基本的視点

障害者権利条約の理念を尊重し、将来目標「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」の実現に向けて、次に掲げる4つの視点に基づき、施策・事業を推進します。施策や事業の立案、推進に当たっては、引続き障害者の観点を重視しながら取り組みます。

(1) 地域社会における共生

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。全ての障害者が、他の者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、国の示す地域共生社会の方向性を踏まえながら取り組んでいきます。

(2) 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。同条約に基づき、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁（バリア）を除去するための合理的配慮を推進していきます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう取り組みます。教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。また、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策は、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があります。障害者の支援は、その時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があります。各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関との連携や必要な制度を通じて総合的かつ横断的な視点を持って支援をしていきます。

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援が求められています。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解を促進していく必要があります。

また、障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障害者施策は、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められています。特に、女性や子どもにおいては、更に複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められることなどから当事者の置かれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

3 重点課題

障害福祉に関するアンケート調査、当事者団体からの意見、および鎌倉市障害者支援協議会からの提言などから、将来目標に向けた基本的視点を踏まえ、本市において特に重点的・総合的に進める課題を次のとおり定めます。

(1) 共生社会実現に向けた取組

すべての障害者が、障害者でない者と平等に基本的人権を有するとして、市民の障害への理解を進め、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進し、障害者の自立と社会参加を支援します。

(2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

障害のある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、バリアフリーのまちづくりを推進します。

災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障害の状態や障害特性に応じた配慮を行います。

(3) 地域での生活を支援する体制の充実

様々な状況にある障害児者とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

また、在宅での生活を支える障害福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実を図っていきます。

(4) 働く場の充実と就労支援の推進

障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者への就労支援を推進します。就労移行支援事業等の利用や、雇用奨励金の給付、就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。

また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障害者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

4 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、7つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画、将来目標
第4章

「健やかで心豊かに
暮らせるまち」

将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1) 地域社会における共生
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

重点課題

- (1) 共生社会実現に向けた取組
→施策分野3
- (2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進
→施策分野1、2
- (3) 地域での生活を支援する体制の充実
→施策分野4、5、7
- (4) 働く場の充実と就労支援の推進
→施策分野6

1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 災害時・緊急時対策の推進
- (3) 住宅入居の支援

2 情報提供・意思疎通支援の充実

- (1) 配慮のある情報提供の推進
- (2) 意思疎通支援の充実

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



(2) 差別の禁止

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

4 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

(2) 生活支援の充実

(3) 日中活動支援の充実

5 保健・医療の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 医療サービスの給付

6 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

(2) 多様な雇用の促進

7 子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実



施策の展開（個別事業）

1 安全・安心な生活環境の整備

（1）バリアフリーのまちづくりの推進

現状と課題

障害者にとって暮らしやすい生活環境の整備に向けて、自宅などの住居をはじめ、公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが大切です。障害者は、自動車の運転等、自分自身で移動が困難な人も多いため、移動手段を確保することは、社会参加の面からも重要です。障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいく必要があります。

今後の考え方

- すべての人にとって、バリアのない暮らしやすい生活空間を実現するために、道路、公共施設、交通、公共トイレ、住宅などにおいて、日常生活をしていく上でのバリアとなるものを取り除いていく整備を行います。
- 整備に当たっては、多様な障害に配慮するとともに、障害者の意見を十分に聴取・反映し、障害者が利用出来る、利用しやすい設備やまちづくりを目指します。
- 施設等の整備だけでなく、利用者の相互理解を図るなどソフト面の取組も行い、バリアフリー化を推進します。

【事業】

事業名	事業内容	担当課等
重度障害者住宅設備改造工事費の助成	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課
公衆トイレのユニバーサルデザイン化	観光課が所管する公衆トイレ 34 箇所について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレを整備します。	観光課
ノンステップバス購入費の補助	路線バス事業者が、バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の購入費の一部補助やノンステップバス導入計画策定に協力します。	交通政策課

事業名	事業内容	担当課等
駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。	交通政策課 道路課 駅周辺整備課
歩道段差切下げ事業の推進	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。	道路課

(2) 災害時・緊急時対策の推進

現状と課題

障害者等の支援を必要とする人への対応において、大きな災害時の避難所への移動や、避難所における避難生活などにおいては配慮が必要であり、重要な課題となっています。

障害者手帳所持者のアンケート調査では、火事や地震等の災害時に困ることについて、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が 46.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 45.2%と不安なことが多くなっていることから、日頃から地域ぐるみで障害者を支援する体制や、避難時や避難生活を支えるために必要な体制の強化を図る必要があります。（P83 資料 10-3 参照）

今後の考え方

- ・災害時に、一人で避難することが困難な障害者の安否確認や避難行動支援等について、地域住民等との連携を踏まえながら、具体的な対応方法を検討し、災害種別に応じた避難行動要支援者への対応策の充実を図ります。
- ・災害時に、視覚障害者や聴覚障害者へ災害情報を伝えるシステムの更なる周知を図るとともに、屋外や避難所など自宅以外の場所でも、視覚障害者や聴覚障害者が災害情報を得ることができる手段についても検討します。
- ・近年の大災害からの知見を踏まえ、福祉避難所等の運営などについて、関係者との協議・連携を進めます。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
災害時における要支援者の登録	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなる様、避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要支援者に情報提供や避難誘導などの支援が行き渡りやすい環境整備を行います。	総合防災課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 地域のつながり課
防災・安全情報メール配信サービス	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスを行います。	総合防災課
災害時における要保護者の緊急受け入れ体制の整備	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受け入れするため、施設と協定を締結し、緊急受け入れ体制を推進します。	福祉総務課
緊急時あんしんカードの配付	緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬などの情報が記載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な対応ができるように、障害者手帳に入る大きさのカードを作成し、配付します。	障害福祉課
災害時用ストーマ装具の保管	災害時に備え、オストメイトで保管希望者のストーマ装具を市の施設で保管します。	障害福祉課
Eメール 119 番通報システム	鎌倉市内に在住で、聴覚・言語などに障害のある方は、携帯やパソコンなどの E メールアドレスを登録することにより、Eメールで 119 番通報することが可能となります。このシステムの周知を図り推進します。	消防本部指令情報課
ファックス 119 番通報	聴覚・言語などの障害者のために、ファックスによる 119 番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119 番（局番なし）でファックスを送信することで、消防車や救急車などの要請が行えます。	消防本部指令情報課
避難マップ等の配布	地域災害弱者防災支援会議などで作成している「避難マップ」など、災害時に役立つ情報について広く配布し、周知を図ります。	障害福祉課

(3) 住宅入居の支援

現状と課題

施設から地域への移行、また、親亡き後の生活など、障害者が地域で自立した生活を送るため、障害者向けの住宅やグループホームなどの住まいの場の確保が求められています。グループホームにおいては、特に視覚障害や医療的ケアなど、障害特性に対応できるグループホームの需要が高まっています。

今後の考え方

- 障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していけるように、民間事業者が行うグループホームなどの整備について補助するなど支援し、推進します。
- 障害者がライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域の中でその人らしく暮らすことができるよう、地域住民の理解と協力を得る中で、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、支援を行います。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設立し入居支援体制の整備を目指します。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
グループホームの整備	地域における障害者の自立した生活の場、親亡き後の障害者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を推進します。	障害福祉課
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を行っています。	住宅課
住宅入居等の支援	施設から地域への移行時などに住宅への入居を支援します。	障害福祉課
グループホーム入居者への家賃助成	グループホーム利用者へ家賃の助成を行います。	障害福祉課

2 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 配慮のある情報提供の推進

現状と課題

障害者手帳所持者のアンケート調査では、障害福祉の制度や障害福祉サービスなどに関する情報入手先として「行政機関の広報誌、ホームページ」の割合が36.5%と最も高くなっています。(P88 資料 11-6 参照)

行政などからの情報の提供に当たっては、視覚、聴覚、知的障害など障害特性に配慮した方法が求められています。行政文書の点訳、音読などがボランティアに頼るところもあり、担い手の継続性が求められます。また、障害者手帳取得時には、制度、施設、団体の紹介などを掲載した「福祉の手引」を配付していますが、手帳取得後にも継続した情報提供の機会が求められます。

今後の考え方

障害者への情報提供を、障害特性に配慮した方法で進めます。障害があることにより、情報の利用で格差が生じないように、誰もが等しく情報に接し、利用することが出来るよう対応を進めます。情報バリアフリー機器の配置や給付、各種制度に関する分かりやすい周知、図書など郵送による情報提供を進めます。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
声の広報・広報点字版の作成	視覚障害者に声の広報・広報点字版の作成をしています。広報広聴課へ登録することで、広報を録音したテープ・デイジー版や点字版を郵送します。	広報広聴課
ホームページの音声読み上げ等の対応	市のホームページを、音声読み上げ、文字の拡大、コントラストの設定などに対応できるものにします。	広報広聴課
市民便利帳のSPコード版の作成	視覚障害者から要望があった場合に、SPコード版の作成を行います。	広報広聴課
発行物の点字化、音声化	障害者福祉計画などの重要な情報について、点字版や音声版を作成します。	障害福祉課
「福祉の手引」の発行	障害者のための様々な制度やサービス、施設や関係機関及び当事者団体などの紹介を行う「福祉の手引」を作成し、配布します。また、視覚障害者向けに点字版や音声版（デイジー版）を作成し、貸し出し等を行います。	障害福祉課

事業名	事業内容	担当課等
図書の郵送貸出し	図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、郵送による図書などの貸出しを行います。	中央図書館
録音・点字図書の貸出し	視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書（カセットテープ・CD・デージー）・点字図書を無料で郵送貸出しします。	中央図書館
音声コード読上げ装置や活字文書読上げ装置の設置	視覚障害者のための情報支援である音声コード（SPコード）の読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置を行います。	中央図書館
サピエ図書館のサービスの一部（相互貸借）加入の検討	視覚障害者のためのインターネット上の図書館のサービスの一部（相互貸借）加入を検討します。	中央図書館

（２）意思疎通支援の充実

現状と課題

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や情報の取得のための配慮が必要です。

障害特性に応じた障害者の意思疎通のため、手話通訳、要約筆記などの役割が重要となっています。障害福祉課では、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施するほか、平成 29 年度（2017 年度）から窓口到手話通訳者を設置する日数を増やしました。また、手話や要約筆記などの講習会を実施し、養成を図っていますが、手話通訳者や要約筆記者の登録者の増加につながっていないことが課題となっています。

今後の考え方

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚・言語機能・音声機能障害者、難聴者への支援を実施します。手話講習会や要約筆記講習会を開催し、市内における手話人口の拡大と手話通訳者、要約筆記者の養成を目指します。
- 障害者の社会参加促進のため、障害者の情報、コミュニケーションに関する条例を制定します。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
手話通訳者の設置	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害福祉課の窓口に、手話通訳者を設置します。	障害福祉課
手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活などの相談のため、手話通訳者及び要約筆記者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図ります。	障害福祉課
手話講習会の開催	市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を担うための手話通訳者の養成を目指して、入門・基礎・中級・上級の講習会を実施します。	障害福祉課
要約筆記講習会の開催	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を担うため、手書きやパソコンによる要約筆記者の養成講習会を実施します。	障害福祉課
失語症等成人中途言語障害者への支援	失語症による中途障害への理解のための失語症基礎講座の開催や、グループ訓練会、言語聴覚士の派遣事業などを行います。	障害福祉課
(仮称) 障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例	すべての障害者への意思疎通支援が可能となる「(仮称) 障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例」を制定します。	障害福祉課

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

平成 25 年(2013 年)6 月に、障害者差別解消法が公布、平成 28 年(2016 年)4 月から施行されました。この法律では正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止する「不当な差別的取扱いの禁止」及び障害者(家族等を含む)から社会的障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が義務化(民間事業者においては合理的配慮の提供については努力義務)されるなど、障害者の権利擁護のための法整備が進んでいます。

障害者手帳所持者のアンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて「ある」または「少しある」を合わせた割合が療育手帳所持者で 69.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 64.0%となっており、身体の障害などと比較して高い割合を占めています。また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」の割合が 46.1%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が 35.9%、「仕事を探すとき」の割合が 19.2%となっています。障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障害への理解、差別や偏見の解消の普及啓発を行っていく必要があります。(P81 資料 9-1、資料 9-2 参照)

今後の考え方

- ・ 障害の有無などにかかわらず、誰もがあたりまえに社会生活に参加でき、共に交流出来ることが必要です。障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、市や民間団体が実施する事業やイベントを通して障害への理解を深めるとともに、障害のある人もない人も同じ時間を共有し、交流する機会としていきます。
- ・ 各種講演会などを通じて、市民の障害に関する理解を促進します。
- ・ 共生社会の方向性を明文化するために、「(仮称)かまくら共生条例」を制定します。
- ・ 学校教育において、インクルーシブ教育を推進します。
- ・ 福祉や医療など現場の専門職などの意見を市政に活かし、共生社会の実現に向けて取り組みます。

- ・既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の取組が行われるよう、広く市民・事業者に対する普及啓発を行います。
- ・鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（市職員対応要領）に則り、市職員が適切に対応するため、市職員の研修に取り組みます。また、障害者差別に関する事例や相談事例等を収集し、市の相談窓口適切につなげます。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
（仮称） かまくら共生条例	全ての人がお互いに人格・個性・多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある共生社会の方向性を明文化するために「（仮称）かまくら共生条例」を制定します。	地域共生課
発達障害等理解・啓発講演会	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民への理解・啓発に努めます。	発達支援室
精神保健福祉講演会	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講演会を開催し普及啓発を図ります。	障害福祉課
ヘルプマークの普及	県で作成しているヘルプマークを窓口で配布し、普及を推進します。	神奈川県 障害福祉課
ふれあいフェスティバルの開催	毎年の「障害者週間（12/3～12/9）」に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。	障害福祉課
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。	障害福祉課
精神保健福祉セミナーの開催	専門職による講義と地域の事業所での体験実習を通じて、市民が精神障害者を取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作りを目指します。	障害福祉課
学校における福祉教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導を行います。	教育指導課
障害者差別解消法の普及啓発	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及を行い、障害者の権利擁護を推進します。障害者差別解消支援地域協議会設置について検討します。	障害福祉課
市職員対応要領の周知研修	市職員へ市職員対応要領の周知研修を行い、適切な対応を行います。	職員課 障害福祉課

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題

平成23年(2011年)に障害者虐待防止法が公布され、同年8月の障害者基本法の改正では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務が定められました。平成28年(2016年)5月には、成年後見制度利用促進法が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

障害者虐待については、虐待が疑われる案件への迅速で適切な対応が求められており、併せて、未然に防止するため、市民や施設などへの啓発などが重要となっています。

今後の考え方

- ・障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討します。判断能力が十分でない障害者も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ・虐待を防止することは、障害者の自立および社会参加、そして障害者の尊厳を守るためにとても重要です。障害者虐待の防止や早期発見、関係機関との連携などによる虐待への適切な対応を行います。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
成年後見センターの運営	専門職による成年後見制度の利用に関わる相談や、成年後見制度の市民への啓発事業などを行う成年後見センターを運営します。	高齢者いきいき課 障害福祉課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課
成年後見制度連絡会	成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を実施し、相談対応および利用支援のための情報共有と連携を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応などを行います。	障害福祉課
第三者機関による苦情解決体制の整備	あおぞら園における、福祉サービスに関する苦情について、第三者機関を設置して対応します。	発達支援室
虐待防止の周知啓発	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童虐待防止週間などを利用して、周知啓発を行います。	こども相談課 高齢者いきいき課 障害福祉課

4 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

現状と課題

障害者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、日頃の悩みの相談や必要な支援・サービスを適切に受けられることが大切であり、孤立することなく、何らかの支援機関とつながっていることが重要です。障害者やその家族に関する相談内容は、複雑化、深刻化しており、関係機関のネットワークなど支援体制の強化を図っていくことが重要です。多様な障害に関する相談に適切に対応するため、障害児者やその家族が地域の身近な場所で相談が出来るように相談支援事業所での相談支援体制の整備を進めてきました。また、相談支援事業所の後方支援などを行い、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置しました。

今後の考え方

- 基幹相談支援センターについては、地域生活支援拠点整備等の課題における重要な役割を担う機関として機能充実を図ります。
- ライフステージに応じて、教育機関や医療機関などの関係機関との連携を図り、障害者の生涯に寄り添う支援を行います。
- 市職員においては、事務手続にとどまることなく、基幹相談支援センターなどが企画する研修会などに参加し、相談支援のネットワークの一員として相談業務に当たります。
- 相談支援事業所において、障害者や家族の状況等を的確に把握して、適切な関係機関と連携することや、多様化、個別化するニーズを的確に把握し、障害福祉サービス利用等への支援につなげます。
- 業務ごとのたて割りではない市の相談窓口を設置し、相談者の負担を軽減します。
- 福祉事業所等と人材交流などを行い、相談支援にあたる市職員のスキルアップを図ります。
- 共生社会を担う総合的な福祉人材育成を行います。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
相談支援の充実	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障害者の個々の状況に応じた支援を行います。	障害福祉課
民生委員・児童委員による相談・支援	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。	生活福祉課
障害福祉相談員による相談・支援	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。	障害福祉課
基幹相談支援センターの運営	地域の障害者相談支援の中核となり、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成及び鎌倉市障害者支援協議会の事務局運営などを行います。	障害福祉課
鎌倉市障害者支援協議会	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題などを協議します。各分野ごとの専門部会では、事業所連絡会などからの課題を扱うなどして協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、施策の提言などを行います。	障害福祉課
各種事業所連絡会	居宅介護など同種の障害福祉サービスを提供する事業所が定期的に集まり、情報共有や課題についての協議、勉強会などを実施します。	障害福祉課

(2) 生活支援の充実

現状と課題

障害者手帳所持者のアンケート調査では、現在の暮らしについて「自宅で家族等と一緒に暮らしている」の割合が 75.1%と最も高く、将来、どこで生活したいと思うかについても「今のまま生活したい」の割合が 44.2%と最も高くなっています。また、地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかについて「経済的な負担の軽減」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が 39.3%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」の割合が 33.8%となっています。(P65 資料 3-1、P66 資料 3-3、P67 資料 3-6 参照)

障害者の高齢化、重度化および介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが求められています。

今後の考え方

- ・ 障害者の在宅での生活を安定したものとするために、一人ひとりの障害特性を踏まえた日常生活を支援する事業の充実とともに、経済的支援も含めた家族等の介護負担を軽減する取組を進めます。
- ・ 地域で暮らしたいと考える障害者の自分らしい暮らしを支援します。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
在宅生活の支援	生活全般にわたる相談支援により、居宅介護などのサービス利用につなげ、障害者の在宅生活を支援します。	障害福祉課
短期入所サービスの充実	自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどのために、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。	障害福祉課
訪問入浴サービスの実施	自宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サービスを実施します。	障害福祉課
障害福祉サービス利用者負担の軽減	障害福祉サービスのうち、施設入所支援を除くサービスに要した費用の利用者負担額の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課
補装具費の支給と自己負担額の助成	身体障害児者の身体機能を補完または代替するために、身体障害児者が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器などの用具（補装具）費を給付し、自己負担額の助成を行います。	障害福祉課
日常生活用具の給付	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障害の特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。	障害福祉課
障害者福祉手当（市）の支給	在宅の障害児者の方に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。	障害福祉課
特別障害者手当（国）の支給	在宅の特別重度障害者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当（国）の支給	在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に、国の手当を支給します。	障害福祉課
在宅重度障害者等手当（県）の支給	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。	神奈川県 障害福祉課
外国籍障害者等福祉給付金の支給	在日外国人の障害者で、公的年金の受給要件を、制度上、満たすことができない方を対象に、福祉給付金を支給します。	障害福祉課
障害基礎年金の受付	国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方からの、障害基礎年金の申請を受け付けます。	保険年金課 年金事務所
特別障害給付金の受付	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申請を受け付けます。	保険年金課

事業名	事業内容	担当課等
ファミリーサポートセンターの運営	育児の手助けをして欲しい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供を行います。	こども相談課
特別児童扶養手当の支給	在宅で障害児（20歳未満）を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、特別児童扶養手当を支給します。	こども相談課
声かけふれあい収集	クリーンステーション（ごみ集積場）まで、自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみ出しの負担を軽減します。	ごみ減量対策課
有料袋（指定収集袋）の減免	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。	ごみ減量対策課
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。	環境保全課
水道料金、下水道使用料の減免	重度の障害者等がいる世帯に対し、水道料金と下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。	県鎌倉水道営業所 下水道河川課
地域移行の推進	住宅施策などと連携しながら、地域での生活を支援する体制を推進します。	障害福祉課
地域生活支援拠点の整備	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備など検討し事業者と協力しながら整備をします。地域移行などの相談、グループホームなどの体験、短期入所などの緊急時受け入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくりなどの機能を想定しています。	障害福祉課

(3) 日中活動支援の充実

現状と課題

障害者の社会参加のため、日中活動における支援は重要となっています。障害福祉サービスの生活介護においては、障害特性により高齢障害者の介護保険サービスへの移行が困難なことから継続利用となり、施設の空き状況に余裕がないことが課題となっています。地域生活支援事業の移動支援においては、通学通所への利用範囲の拡大など、日中一時支援においては、サービス提供事業所の増設などが求められています。また、これらのサービスを提供する事業所では、現場を支えるヘルパーなどの担い手の不足が、サービス提供体制に影響を及ぼしています。

今後の考え方

- ・ 障害者の日中活動について、サービス提供体制の充実、福祉施設通所にかかる交通費支援、移動の支援の充実などにより社会参加を支援します。
- ・ 地域の実情に応じた在宅の障害者の日中活動の場の確保、創作的活動や社会参加活動、地域との交流事業などの活動拠点として、地域活動支援センター事業を実施します。
- ・ 介護保険制度と障害福祉制度に新たに共生型のサービスが位置づけられ、高齢となる障害者が継続して同一事業所でのサービスを受けやすくなります。

【事業】

事業名	事業内容	担当課等
日中活動の支援	生活介護、移動支援、日中一時支援等のサービスを充実し、日中活動の支援を行います。	障害福祉課
地域活動支援センター事業の実施	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動などを行う機会を提供し、地域との交流などの拠点となる地域活動支援センター事業を実施します。	障害福祉課
施設通所交通費の支給	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公共交通機関を使って通所する場合に、交通費を支給します。	障害福祉課
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。	障害福祉課
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	神奈川県・相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加支援を行い、障害者の社会参加や交流を図ります。	神奈川県 障害福祉課
障害者団体への支援	障害者団体のスポーツ、レクリエーションなどの活動に対して助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	身体障害者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	障害福祉課
下肢等障害者自動車運転訓練費の助成	障害の程度が1級から4級までの下肢等の障害者又は1級の上肢の障害者が、自動車運転免許証を取得するために、技能講習に要した費用の一部を助成します。	障害福祉課

事業名	事業内容	担当課等
地域福祉活動による支援の推進	民生委員・児童委員及びNPO法人などが実施する地域福祉活動を支援します。	生活福祉課 社会福祉協議会
障害者スポーツの普及	<p>障害者スポーツの紹介</p> <p>①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、パラスポーツの体験会や競技種目を説明したパネルの展示、競技用の装具の展示などを行います。</p> <p>②市立小中学校と連携し、パラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞くなど、選手とのふれあい体験を行います。</p>	スポーツ課

5 保健・医療の推進

(1) 健康づくりの推進

現状と課題

脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした身体障害が高い割合を占めています。各種健（検）診等を通じて、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。

また、子どもの疾病や障害の早期発見・早期療育のために、母子保健事業と療育の連携した取組が求められます。

今後の考え方

- ・各年齢層に応じた健康診査を実施し、障害の原因となる疾病予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、生活習慣の改善の支援に取り組み、市民の健康の保持・増進を図ります。
- ・障害者の口腔ケアのため、障害者の歯科診療を実施します。

【事業】

事業名	事業内容	担当課等
障害者施設訪問歯科検診	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介などを行います。	鎌倉市歯科医師会 県鎌倉保健福祉事務所 障害福祉課
家庭訪問	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。	市民健康課
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。	市民健康課
障害者歯科診療	鎌倉市口腔保健センター（鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター1階）で、障害者歯科診療を実施します。	市民健康課

(2) 医療サービスの給付

現状と課題

障害者手帳所持者のアンケート調査では、医療について困っていることはあるかについて、「特に不満や困ったことはない」の割合が35.1%と最も高いものの、障害児とその保護者のアンケート調査では、医療について困っていることとして、「専門的な医療機関が近くにない」の割合が高くなっており、障害特性に応じた医療機関に関する情報提供を求める声等が挙がっています。(P64 資料 2-1 参照)

自立支援医療（精神通院医療）の認定件数について、平成 24 年度（2012 年度）の 2,007 人であったのが、平成 28 年度（2016 年度）には 2,191 人となっており、継続した増加傾向がみられます。(P12 2-4-3 参照)

今後も、保健サービスや医療を有効利用し、障害者の生活の質を高めるとともに、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障害の予防・早期発見・早期治療に努める必要があります。

今後の考え方

- ・障害の軽減と医療にかかる負担を軽減するため、対象となる方への自立支援医療受給を推進します。
- ・難病に関しては、医療費助成について県鎌倉保健福祉事務所を案内するだけでなく、障害福祉サービスの対象となることを念頭に相談業務などに当たります。
- ・精神保健福祉に関する相談業務などにおいて、医療的な支援が必要な方に、情報提供などを行います。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。	障害福祉課
自立支援医療（更生医療）	身体障害者の障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。	障害福祉課
自立支援医療（育成医療）	障害児の身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。	障害福祉課
障害者医療費の助成	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。	障害福祉課
相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくらの配布	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」を配布し、精神保健福祉相談に関して支援者等の手助けとなる情報を広く周知します。	障害福祉課

6 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

現状と課題

障害者の就労は、収入だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。

障害者手帳所持者へのアンケート調査では、障害者の就労のためには、どのようなことが必要だと思うかについて、「職場の障害者理解」の割合が46.5%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が46.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が40.9%となっています。(P77 資料7-4 参照)

市内の就労支援サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の利用者は増えていますが、一般就労に結び付く例は少ない状況となっています。

今後の考え方

- ・就労意欲のある障害者に対して、就労移行支援サービスなどの利用を推進し、一般就労を支援します。
- ・障害者が就労を通じて社会参加し、働き続けるために、障害者や雇用企業への継続的な支援や、障害者の就労生活を安定させるため職場定着支援の充実を図ります。
- ・鎌倉市障害者支援協議会の就労支援部会において、障害者の就労支援、雇用促進に向けた協議、取組を進めます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課等
就労移行支援の利用推進	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練などを行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。	障害福祉課
就労支援の推進	障害者の一般就労に関し、総合的な支援を行う就労支援センター機能について検討します。また、就労移行支援事業所などと連携し、就労後の定着支援を推進します。	障害福祉課
市内就労体験実習の推進	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携などとして、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。	障害福祉課
仕事応援ガイドブックの配布	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「仕事応援ガイドブック」を配布し、就労を支援する事業所への通所を検討する際などに参考となる市内事業所の情報を広く周知します。	障害福祉課

(2) 多様な雇用の促進

現状と課題

障害者が経済的に自立し、生きがいをもち、地域で暮らすためには、事業者や市民の障害者の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援・就労継続支援にかかる施策の推進が必要です。

障害者の経済的自立に向け、一般就労への支援のほか、障害の特性などから一般就労が難しい場合もあり、多様な就労の場として福祉的就労の場の確保や工賃の向上に向けた販路拡大などへの取組が求められます。

今後の考え方

- ・働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、市が率先して障害者雇用について取り組むとともに、地域の事業者などに働きかけ、雇用を促進します。
- ・障害者の働く場を確保、充実していくための必要な支援のあり方について、鎌倉市障害者支援協議会などで情報共有し、関係機関とも連携して施策を進めます。
- ・障害者就労施設等に対する発注の機会を増やし、売上げと障害者の所得の向上を図ります。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
障害者雇用の推進	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者 2,000 人の雇用を目指し、地域の事業者などに働きかけ、障害者雇用を促進します。	障害福祉課 商工課 農水課
障害者雇用奨励金の交付	知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給し、障害者雇用の推進を図ります。	障害福祉課
障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、養護学校など、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。	よこすか障害者就業・生活支援センター 障害福祉課
鎌倉ふれあいショップの開催	市役所本庁舎ロビーや鎌倉生涯学習センターロビーで、障害者各施設の手作りの品や食品などの販売を行い、障害者への理解と製品の販売促進を図ります。	障害福祉課
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。	各課 障害福祉課
障害者就職面接会	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接を行い、一人でも多くの障害者が雇用できるよう、就職面接会をハローワーク藤沢と共に鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県共催で行います。	商工課 障害福祉課

事業名	事業内容	担当課等
障害者法定雇用率未達成事業所訪問	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用率未達成事業所を訪問し、一人でも多くの障害者が就職できるよう、事業所の理解を求めていきます。	商工課 障害福祉課
市職員の障害者雇用の推進	市役所内に障害者のワークステーションを設置し、庁内の事務作業などを行います。併せて各職場における障害者雇用を推進します。	職員課 障害福祉課
総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を行います。	契約検査課

7 子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

現状と課題

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。近年、発達に課題のある児童の相談は増えていますが、課題をかかえたまま成人期以降に様々な課題に直面して、医療や福祉につながるという例がみられます。早期発見、早期対応の適切な入口となり、適切な療育の中核的な役割となる発達支援センターの機能の充実が求められます。

また、医療的ケアの必要な子どもが利用できる放課後等デイサービスなどの事業所の整備が求められます。

今後の考え方

- ・保護者が感じる育てにくさなど子育て支援の視点を持つことによって、保護者が子どもの発達について「少し気になる」という段階からの相談が出来る体制を整備し、療育が必要な乳幼児を早期に発見し、必要な支援につなげます。
- ・「サポートファイルかまくら」による情報共有を推進し、家庭、幼稚園・保育所、学校、通所する児童発達支援事業所などの連携により、効果的な療育が行われるよう支援します。
- ・乳幼児健診、5歳児すこやか相談などを通じて、発達に課題のある子どもの早期支援に取り組みます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課等
5歳児すこやか相談の実施	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくれます。	発達支援室
発達相談	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。	発達支援室
発達支援システムネットワーク	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が相互に緊密な連携をはかり、特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じた一貫した支援を行います。	発達支援室

事業名	事業内容	担当課等
発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。	発達支援室
児童発達支援センターにおける支援の実施	発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣、情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者への相談支援を実施します。	発達支援室
サポートファイルの活用	特別な支援を必要とする子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者と関係機関が子どもの情報を共有するツールであるサポートファイルの周知と有効活用に向けた取組を行います。	発達支援室
発達支援サポートシステムの推進	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を実施するとともに、講座受講者の有効活用を図ります。	発達支援室
障害児通所支援事業所情報ブックの配布	鎌倉市児童通所支援事業所連絡会で作成している「鎌倉市障害児通所支援事業所情報ブック」を配布し、療育を行う放課後等デイサービスなどの利用を検討する際に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	障害福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成します。	障害福祉課

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実

現状と課題

障害児とその保護者へのアンケート調査では、お子さんのことで悩みごとや困ったことがあるかについて、「お子さんの将来の生活のこと」の割合が72.7%と最も高く、次いで「お子さんの育児や教育のこと」、「お子さんの就園・進学のこと」の割合が59.1%となっていることから、個々の状況に応じた適切な相談支援等、療育を実施する体制の強化を図る必要があります。(P79 資料 8-3 参照)

また、障害児に対して、その一人ひとりの障害の特性や教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるよう支援の充実を図ることが必要です。

今後の考え方

- ・教育機関等関係者間の情報共有などを行うため、「サポートファイルかまくら」の普及に取り組み、子どもへの継続した支援体制を推進します。

- ・特別な支援を必要とする児童生徒については、一人ひとりの障害の状態に応じて、きめ細かな教育を行う必要があります。このため、全ての小中学校において、校内支援体制の整備や教職員の専門性の確保などを行います。
- ・発達に課題のある子どもたちを地域で支えるサポート体制を確立するとともに、公立小・中学校全校に特別支援学級が設置できるよう取組を継続します。

【 事業 】

事業名	事業内容	担当課等
障害児保育の推進	障害のある子どもの状態に応じて、認定こども園、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育ていけるよう関係機関と連携し、障害児保育を進めます。	保育課
障害児の子どもへの受入れ	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受入れに伴う体制整備など、環境を整えます。	青少年課
巡回相談事業	幼稚園、保育園、認定こども園などに専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。	発達支援室
保育所等訪問支援	障害のある子どもが集団生活を営む保育園、幼稚園及び子どもの家などに専門職が訪問し、集団生活適応のための本人や職員に対する支援を行います。	発達支援室
特別支援保育運営費補助金の交付	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、市内の幼稚園、認定こども園、私立保育所における特別な支援を必要とする子どもの保育にかかる運営費について補助金を交付します。	発達支援室
特別支援教育の推進	障害のあるなしに関わらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。	教育指導課
特別支援学級の充実	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程により指導を行います。小学校、中学校全校に設置します。	教育指導課
就学相談	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談を行います。	教育指導課
学級介助員の配置及び学級支援員の派遣	特別支援学級及び通常学級に在籍の児童生徒の学校生活における生活支援を行います。	教育指導課
スクールアシスタントの配置	教員免許を有する非常勤嘱託員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援を行います。	教育指導課
特別支援教育巡回相談員	心理面・発達障害等の専門知識を有する相談員が、支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言、校内支援体制整備への助言を行います。	教育指導課

事業名	事業内容	担当課等
言語・難聴通級指導教室 (ことばの教室)	ことばやきこえに支援や特別な訓練が必要な児童を対象に、個別指導を行います。	教育指導課
機能訓練	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童・生徒の運動機能を維持するための訓練を行います。	教育指導課
情緒通級指導教室	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。	教育指導課
教育相談体制の充実	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラー(心理)やスクールソーシャルワーカー(福祉)の配置を進めます。	教育センター



計画の進行管理

1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認などを行い、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCAサイクル

計画を見直す際の手法は、PDCAサイクルの考え方を使います。

(1) 計画 (Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2) 実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3) 評価 (Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4) 改善 (Act)

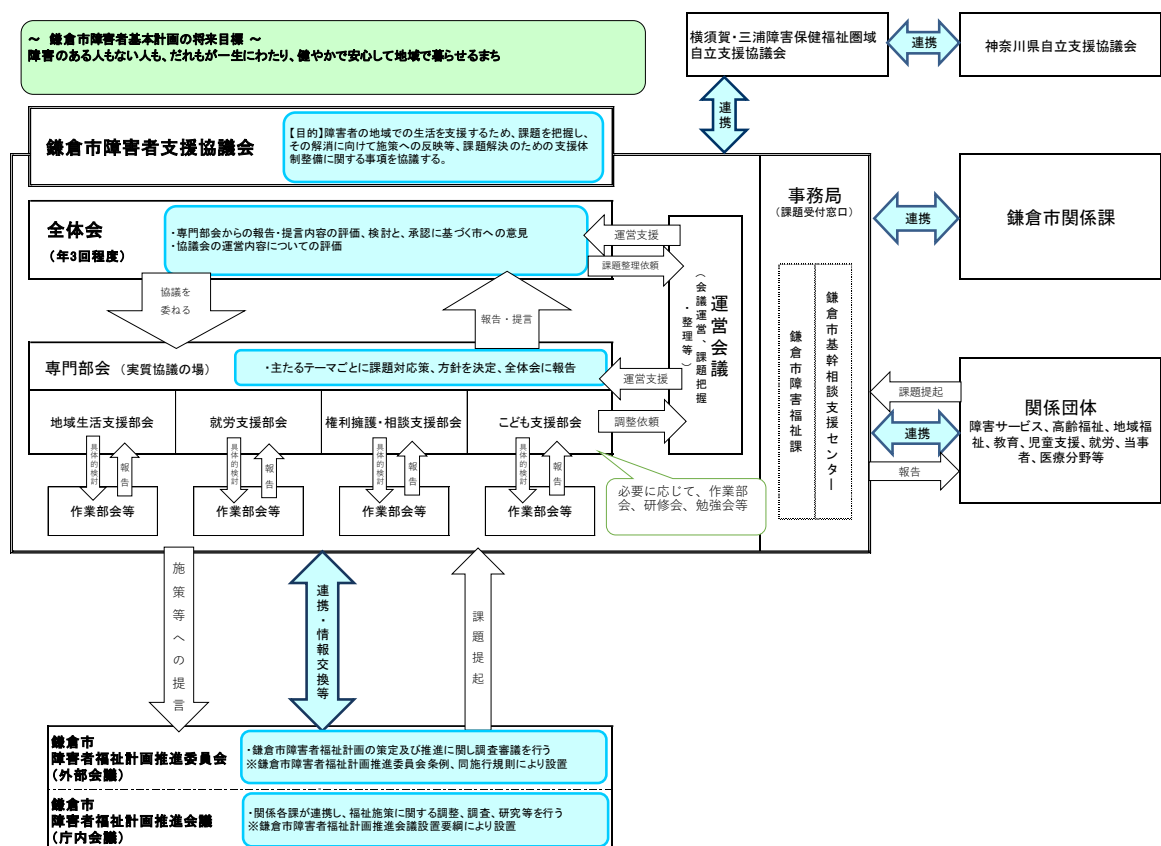
中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は平成 19 年度（2007 年度）に立ち上げられ、平成 27 年度（2015 年度）までは「鎌倉市自立支援協議会」という名称で開催してきました。目的や趣旨をわかりやすくするために、平成 28 年度（2016 年度）から「鎌倉市障害者支援協議会」に名称を変更しました。

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るため様々な取組を行っています。協議会は、就労支援部会などテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映するべき内容については、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言をするという役割を担っています。

鎌倉市障害者支援協議会体制図



平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在

資料編

1 計画策定の経過

年度	実施月日	策定経過の項目	内容
平成28年度 (2016年度)	3月15日～ 3月28日	アンケート調査 (障害者用、 障害児及び保護者用)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の障害者2,300人、障害児200人を対象 ・郵送による配布回収 ・回収率：障害者用54.7%、障害児及び保護者用55.0%
		6月21日	「障害者施策への提言」の提出
平成29年度 (2017年度)	7月31日	平成29年度(2017年度)第1回 鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者福祉計画の策定について ・アンケート調査の報告について ・平成28年度(2016年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書(案)について
	8月1日～ 8月13日	市政e-モニターアンケート「障害者の福祉について」	<ul style="list-style-type: none"> ・送信者：440人(着信者数：417人) ・インターネットによるアンケート回答 ・回答率(対着信者数)：33.1%
	8月24日	平成29年度(2017年度)第1回 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者福祉計画の策定について ・アンケート調査の報告について ・平成28年度(2016年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書(案)について
	9月28日	平成29年度(2017年度)第2回 鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者福祉計画素案について ・アンケート調査の報告について
	10月13日	平成29年度(2017年度)第2回 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者福祉計画素案について ・アンケート調査の報告について
	10月24日	第1回 鎌倉市障害者支援協議会との意見交換会	・鎌倉市障害者福祉計画策定について鎌倉市障害者支援協議会委員との意見交換を実施
	11月1日・ 8日・10日	当事者団体との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全3回開催 ・6団体が参加 ・鎌倉市障害者福祉計画策定について意見交換を実施
	11月17日	平成29年度(2017年度)第3回 鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度(2016年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告(案)について ・第3期鎌倉市障害者基本計画(案)について ・第5期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について

年度	実施月日	策定経過の項目	内容
平成29年度(2017年度)	11月27日	平成29年度(2017年度)第3回 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度(2016年度)鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書(案)について 第3期鎌倉市障害者基本計画(案)について 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について
	12月15日～ 1月15日	意見公募手続 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期鎌倉市障害者基本計画(案)、第5期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)についての意見公募手続きを実施 全35件の意見を受付
	1月12日	第2回 鎌倉市障害者支援協議会との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市障害者福祉計画策定について鎌倉市障害者支援協議会委員との意見交換を実施
	2月21日	平成29年度(2017年度)第4回 鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 第3期鎌倉市障害者基本計画(案)について 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について
	3月1日	平成29年度(2017年度)第4回 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 第3期鎌倉市障害者基本計画(案)について 第5期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について

2 障害者施策にかかる主な法制度等の動向

(1) 近年の国の動向

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 17 年 (2005 年) 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」施行 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について規定
平成 18 年 (2006 年) 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」施行 3 障害（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障害のある人を支える仕組みが構築される
平成 18 年 (2006 年) 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行 ・「教育基本法」改正
平成 19 年 (2007 年) 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等」一部改正 障害のある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる
平成 19 年 (2007 年) 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」に署名
平成 21 年 (2009 年) 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障害者制度の集中的な改革を行うため「障害者制度改革推進本部」を内閣に設置
平成 23 年 (2011 年) 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など
平成 24 年 (2012 年) 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」施行
平成 25 年 (2013 年) 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」施行（一部、平成 26 年 4 月施行） 新たに難病を追加 ・「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正 障害のある人の法定雇用率の引き上げ（民間 1.8%から 2.0%、行政 2.1%から 2.3%）

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 25 年 (2013 年) 6 月	・ 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
平成 26 年 (2014 年) 1 月	・ 「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の批准
平成 26 年 (2014 年) 4 月	・ 「精神保健福祉法」施行 精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る
平成 27 年 (2015 年) 1 月	・ 「難病法（難病患者に対する医療等に関する法律）」施行 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る
平成 28 年 (2016 年) 4 月	・ 「障害者差別解消法（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）」施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を規定
平成 28 年 (2016 年) 4 月	・ 「障害者雇用促進法」改正 障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等
平成 28 年 (2016 年) 8 月	・ 「発達障害者支援法」改正 切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定
平成 29 年 (2017 年) 4 月	・ 「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化など

(2) 制度改正の主なポイント

① 「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行

平成24年（2012年）6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。

区分	障害者総合支援法のポイント
①目的・基本理念	<p>目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。</p> <p>また、基本理念は、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正を踏まえ、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされています。</p>
②障害のある人の範囲の見直し	<p>障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられています。</p>
③障害支援区分への名称・定義の改正	<p>「障害程度区分」が知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。</p> <p>また、知的障害及び精神障害については、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。</p>
④障害のある人に対する全国共通の支援体系	<p>重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障害のある人へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。</p>
⑤サービス基盤の計画的整備	<p>障害福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルに沿って障害福祉計画を見直すことが規定されました。</p> <p>また、地域自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、障害のある人や家族の参画が法律上に明記されています。</p>

② 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年（2011 年）8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものでもあります。

③ 「障害者差別解消法（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）」の施行

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成 25 年（2013 年）6 月に成立し、国や自治体など行政機関は、障害のある人の要望などに応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。

④ 「難病法（難病患者に対する医療等に関する法律）」の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年（2014 年）5 月に成立し、平成 27 年（2015 年）1 月に施行されました。

指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進などについてこの法律で定めています。

⑤ 「児童福祉法」の改正

平成 24 年（2012 年）の改正では、障害のある児童の定義が見直され、身体及び知的に障害のある児童に、精神に障害のある児童が加えられ、平成 25 年（2013 年）の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障害のある児童の定義に難病が追加されました。

また、平成 28 年（2016 年）6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世帯包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められています。

⑥ 「発達障害者支援法」の改正

平成 17 年（2005 年）の施行から約 10 年が経過し、発達障害のある人の支援を一層充実させるため、平成 28 年（2016 年）8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障害のある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正が行われました。また、発達障害のある人を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記されるなど、改正は法律全般にわたっています。

⑦ 「障害者雇用促進法」の改正と施行

平成 25 年（2013 年）6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度（2016 年度）から雇用分野における障害のある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度（2018 年度）から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%

⑧ 「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行

平成 24 年（2012 年）10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律「障害者虐待防止法」」が施行され、家庭や施設などで障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

⑨ 「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」の施行

平成 25 年（2013 年）4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進し、障害のある人の自立の促進に資することとされています。

3 障害者福祉に関するアンケート調査結果（概要版）

I 調査の概要

（1）調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）開始の「第 3 期鎌倉市障害者基本計画」及び「第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

（2）調査対象

障害者用アンケート：鎌倉市在住の障害者手帳所持者 2,300 人

障害児及び保護者用アンケート：鎌倉市在住の 18 歳未満の障害者手帳所持者
及び障害児通所支援サービス利用者 200 人

（3）調査期間

平成 29 年（2017 年）3 月 15 日から平成 29 年（2017 年）3 月 28 日


（4）調査方法

郵送による配布・回収

（5）回収状況

	配布数	回収者数	回収率
障害者用アンケート	2,300 人	1,259 人	54.7%
障害児及び保護者用アンケート	200 人	110 人	55.0%

(6) 調査結果の表示方法

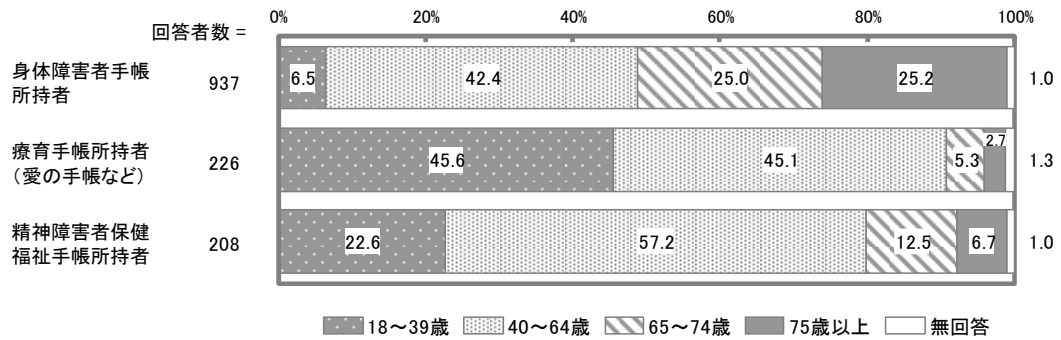
- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）

Ⅱ 調査結果

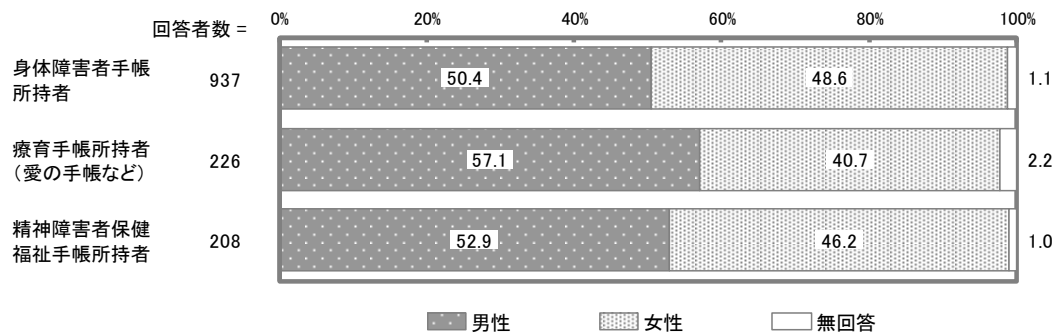
(1) 回答者の属性

<障害者用アンケート>

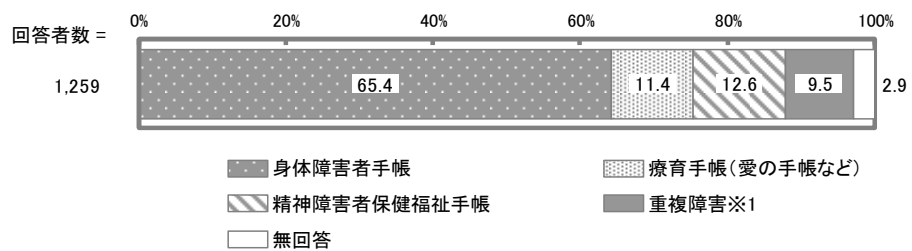
① 年齢



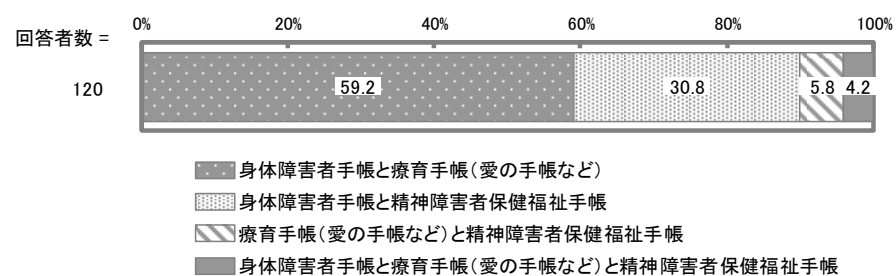
② 性別



③ 手帳の種類

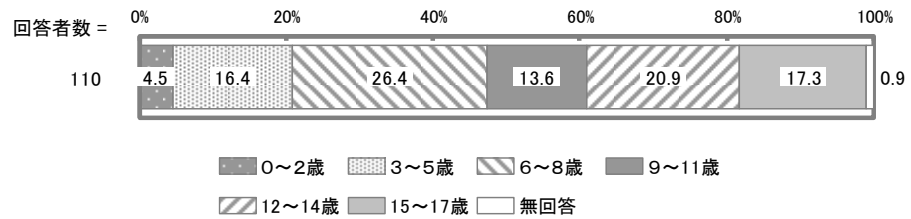


※1 重複障害の内訳

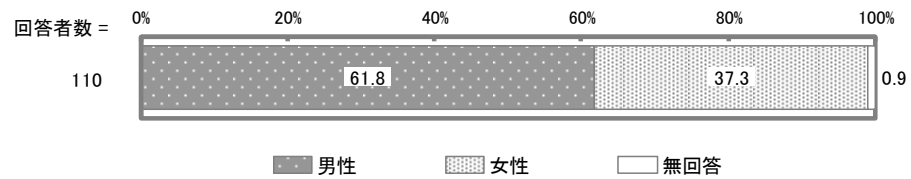


<障害児及び保護者用アンケート>

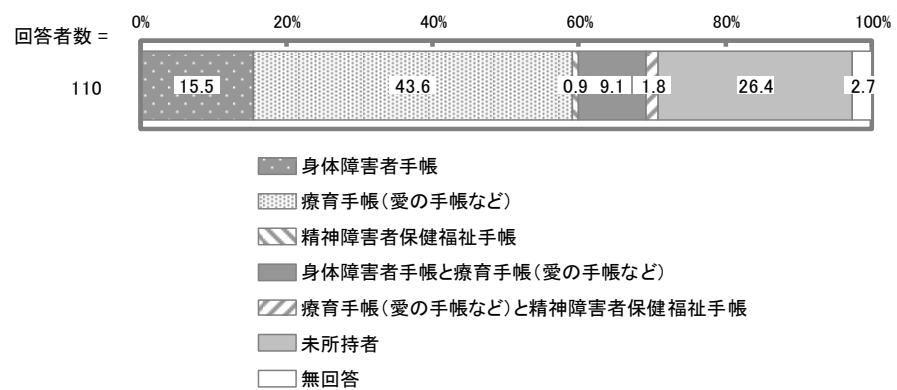
① 年齢



② 性別



③ 手帳の種類



(2) 医療について

医療に関して困っていることについては、「待ち時間が長い」や「お金がかかる」が上位を占めました。

障害児及び保護者用アンケート調査では、「専門的な医療機関が近くにない」や「待ち時間が長い」など医療機関に対する意見や「その他」として通院の際に兄弟姉妹の対応に苦慮するとの意見も寄せられています。

資料 2-1 医療に関して困っていることについて（複数回答可）

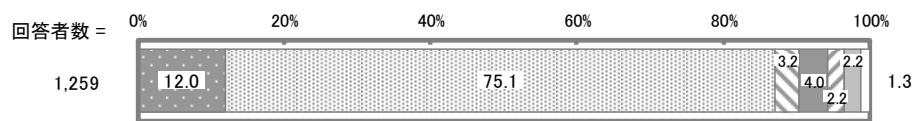
単位：％

区分	有効回答数 (件)	通院時に付き添いをして くれる人がいない	専門的な医療機関が 近くにない	診療所や病院が遠い	往診や訪問看護をして もらえない	医師に病気や薬のことを 聞けない	待ち時間が長い	お金がかかる	その他	特に不満や困ったことは ない	無回答
障害者	1,259	5.9	9.1	12.9	1.2	2.2	25.7	13.3	7.0	35.1	15.6
障害児	110	19.1	25.5	22.7	1.8	0.9	24.5	20.0	21.8	25.5	5.5

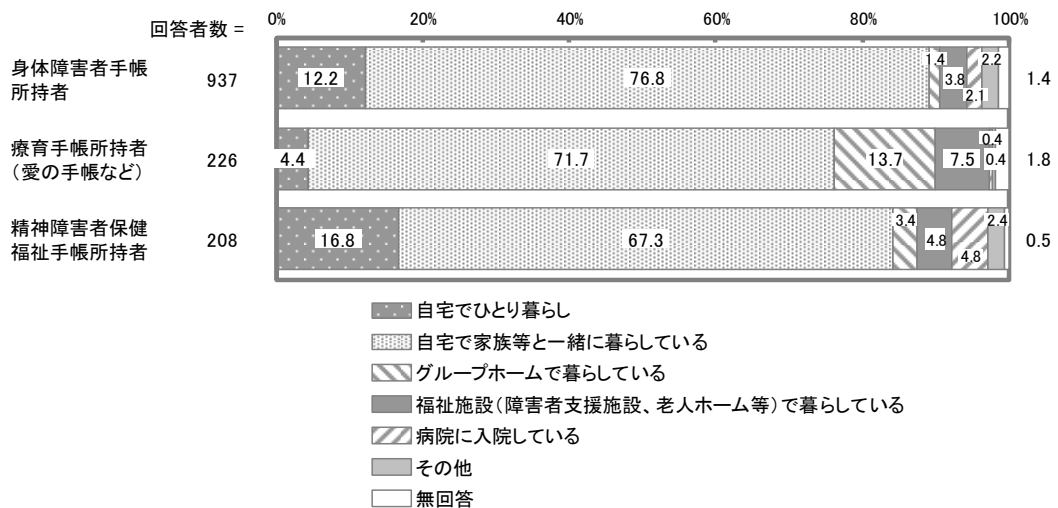
(3) 住まいや暮らしについて

現在、「自宅で家族などと一緒に暮らしている」障害者が7割を越えますが、「身体障害者手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」の1割以上が「自宅で一人暮らし」、「療育手帳所持者」の1割以上が「グループホームで暮らしている」と答えています。

資料 3-1 現在の暮らしについて

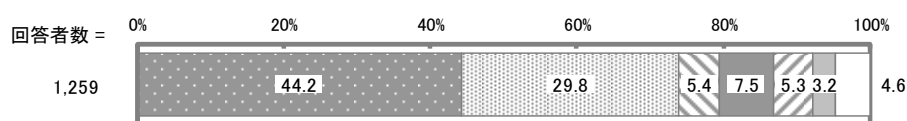


資料 3-2 現在の暮らしについて（障害別）

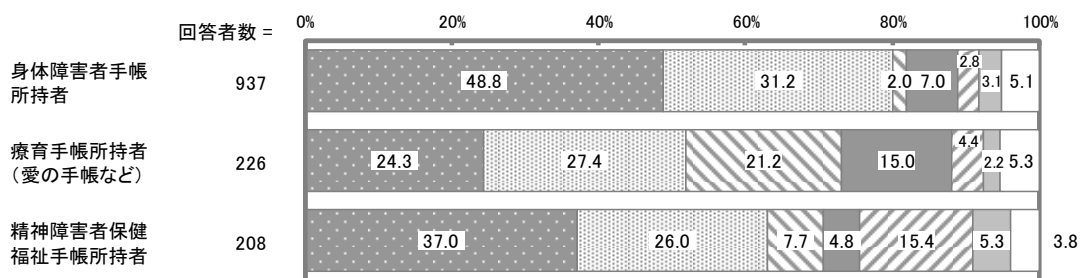


将来生活したい場所については、「今のまま生活したい」の割合が高いものの、2割以上の「療育手帳所持者」は、「グループホーム等を利用したい」、1割以上の「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「一般の住宅で一人暮らしをしたい」と答えています。「病院に入院している」障害者の約4割は「家族と一緒に生活したい」、約1割は「一般の住宅で一人暮らしをしたい」と考えています。

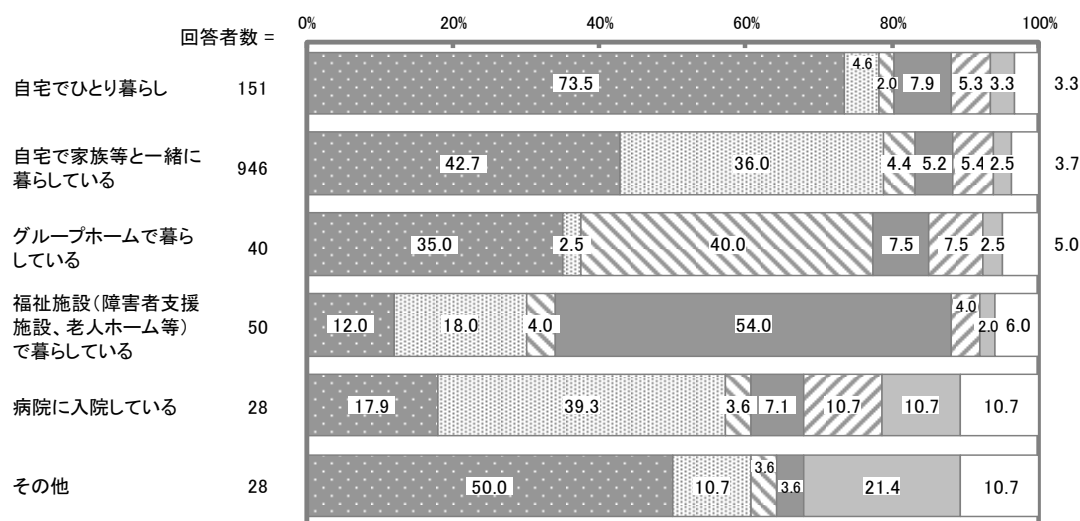
資料 3-3 将来生活したい場所について



資料 3-4 将来生活したい場所について (障害別)



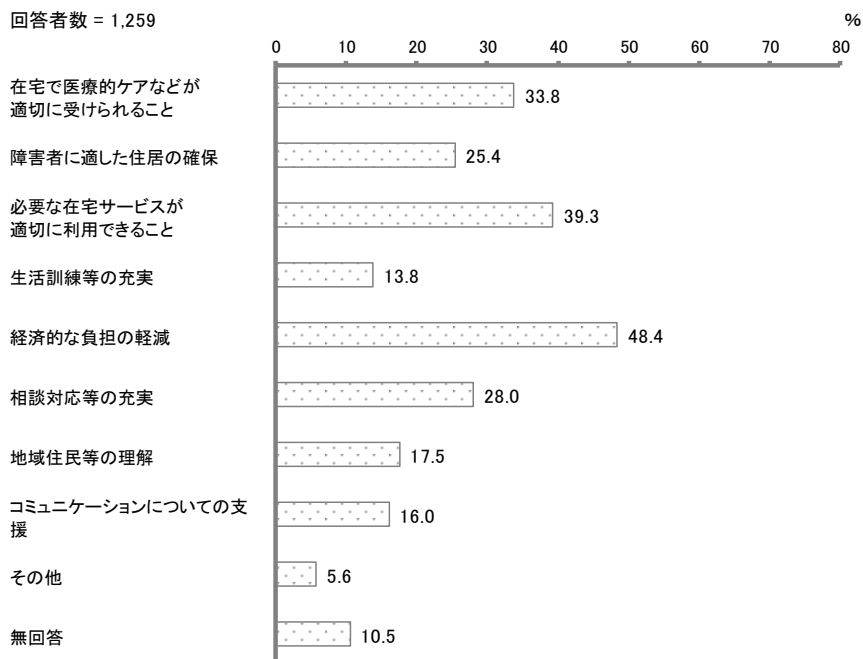
資料 3-5 将来生活したい場所について (現在の暮らし方別)



- 今のまま生活したい
- 家族と一緒に生活したい
- グループホームなどを利用したい
- 福祉施設(障害者支援施設、老人ホーム等)で暮らしたい
- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- その他
- 無回答

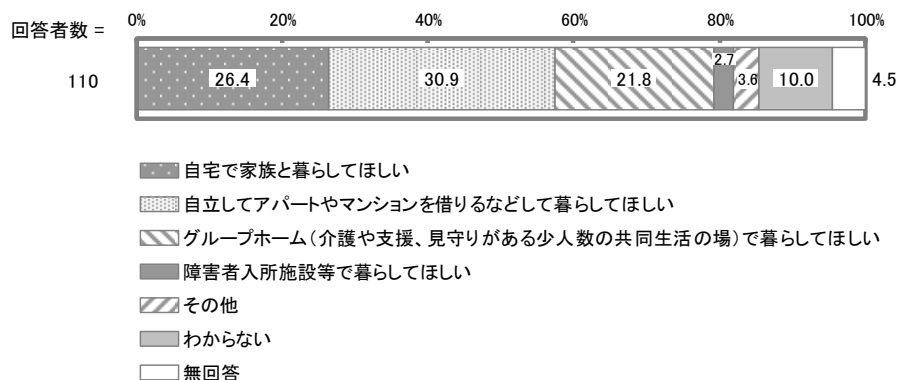
地域で生活するための必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が約 5 割、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が約 4 割となっています。

資料 3-6 地域で生活するための必要な支援について（複数回答可）



障害児及び保護者用アンケート調査では、お子さんに将来生活してほしい場所について、約 3 割の保護者が「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」と答えています。

資料 3-7 お子さんに将来生活してほしい場所について



(4) 介助者について

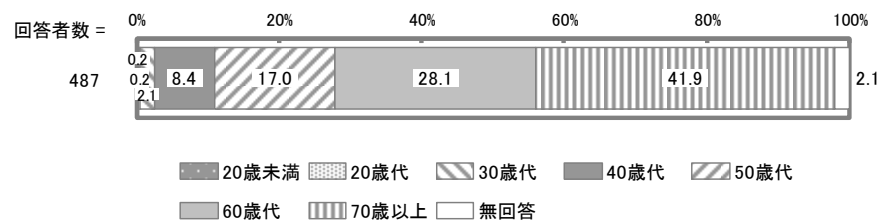
主な介助者について、「身体障害者手帳所持者」は「配偶者（夫または妻）」、「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「父母」が最も高くなっています。特に「療育手帳所持者」の約 8 割が、「父母」と回答しています。また、4 割以上の主な介助者が「70 歳以上」であり、介助者の高齢化が顕著に現れています。

資料 4-1 介助者について（複数回答可）

単位：%

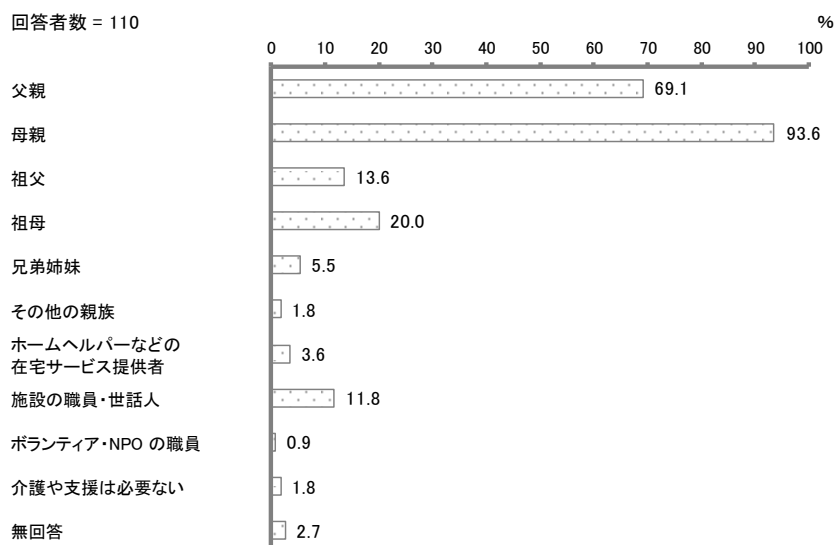
区分	有効回答数 (件)	父母	祖父母	兄弟姉妹	配偶者 (夫または妻)	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人 (ボランティア・家政婦さん等)	無回答
身体障害者手帳所持者	430	20.2	0.2	7.9	37.9	17.2	25.1	3.7	10.9
療育手帳所持者 (愛の手帳など)	193	78.2	2.1	14.0	—	—	33.7	4.1	3.1
精神障害者保健 福祉手帳所持者	125	44.8	0.8	11.2	17.6	2.4	28.0	4.0	9.6

資料 4-2 主な介助者の年齢について

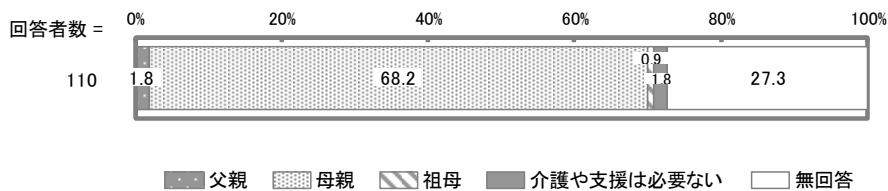


障害児及び保護者用アンケート調査では、お子さんの介助者について「父親」「母親」「祖母」等が挙がっているものの、主な介助者としては約7割が「母親」となっています。

資料 4-3 お子さんの介助者について（複数回答可）



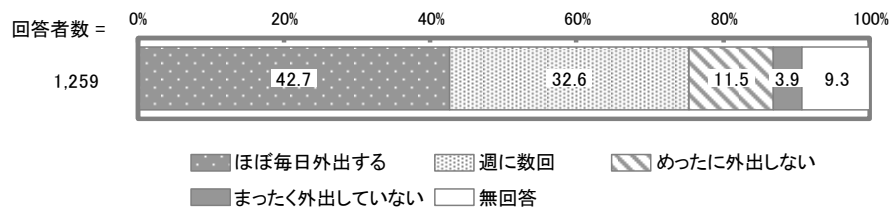
資料 4-4 お子さんの主な介助者について



(5) 外出について

外出の回数については、4割以上の障害者が「ほぼ毎日外出する」と答える一方、全体の1割以上が「めったに外出しない」や「まったく外出していない」と答えています。

資料 5-1 外出の回数について



外出の際に困ることとして、「身体障害者手帳所持者」では「道路や駅に階段や段差が多い」、「療育手帳所持者」では「困った時にどうすればいいの心配」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「外出にお金がかかる」が最も高くなっています。

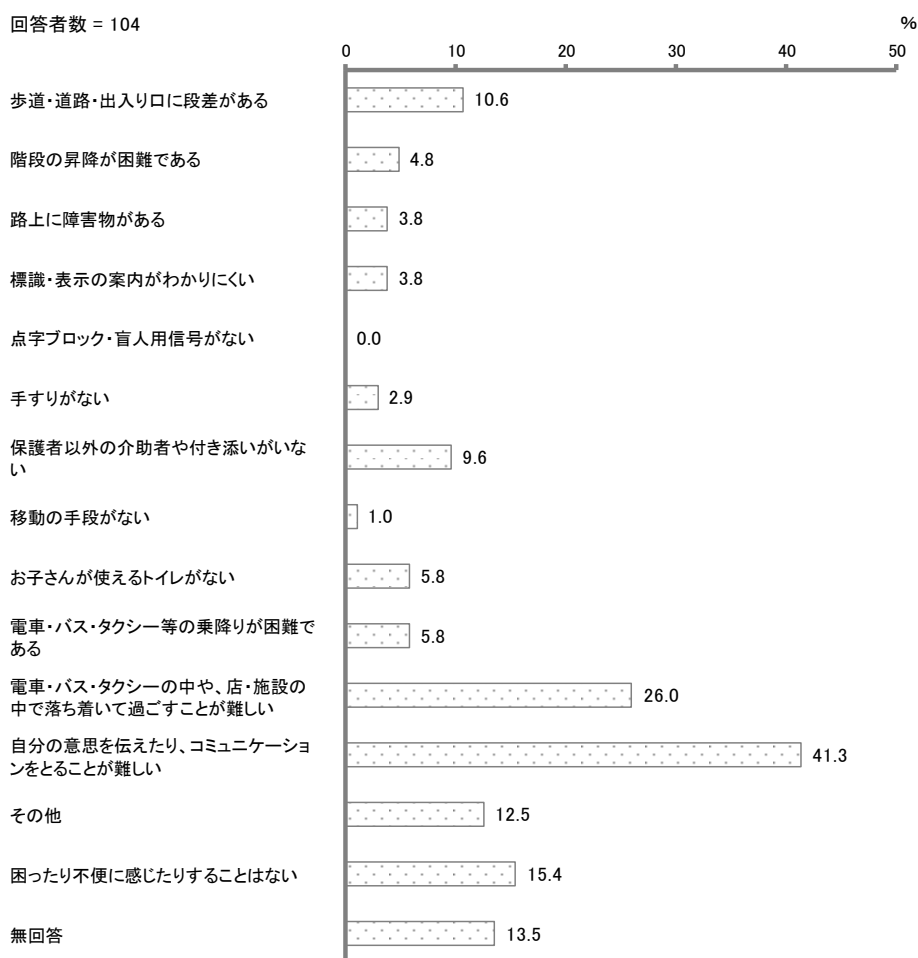
資料 5-2 外出の際に困ることについて（複数回答可）

単位：%

区分	有効回答数（件）	公共交通機関が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換え方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作や突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいか心配	その他	困ったことはない	無回答
身体障害者手帳所持者	937	6.5	17.9	30.9	6.5	20.2	5.0	13.7	5.0	18.2	14.2	9.0	20.2	14.0
療育手帳所持者（愛の手帳など）	226	5.8	11.1	14.2	20.8	13.3	8.8	14.2	13.7	21.2	40.7	6.2	14.2	14.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	208	5.8	7.2	11.1	6.3	6.3	3.8	29.3	20.2	24.0	27.4	4.3	18.3	14.4

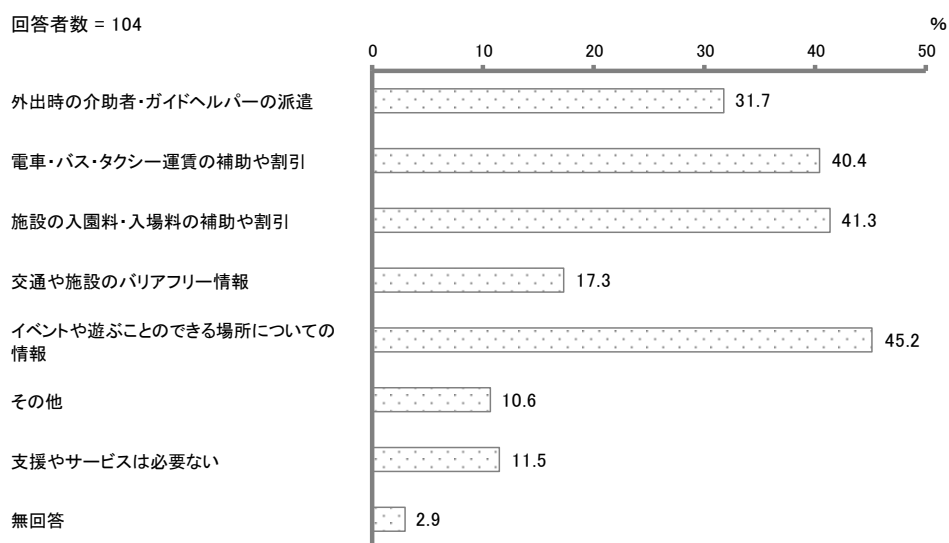
障害児及び保護者用アンケート調査では、お子さんとの外出の際に困ることについて「自分の意志を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」の割合が約4割、「電車・バス・タクシーの中や、店・施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」の割合が約3割となっています。

資料 5-3 お子さんとの外出の際に困ることについて（複数回答可）



お子さんとの外出の際にあるとよい支援やサービスについて、「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」、「施設の入園料・入場料の補助や割引」、「電車・バス・タクシー運賃の補助や割引」が挙げられています。

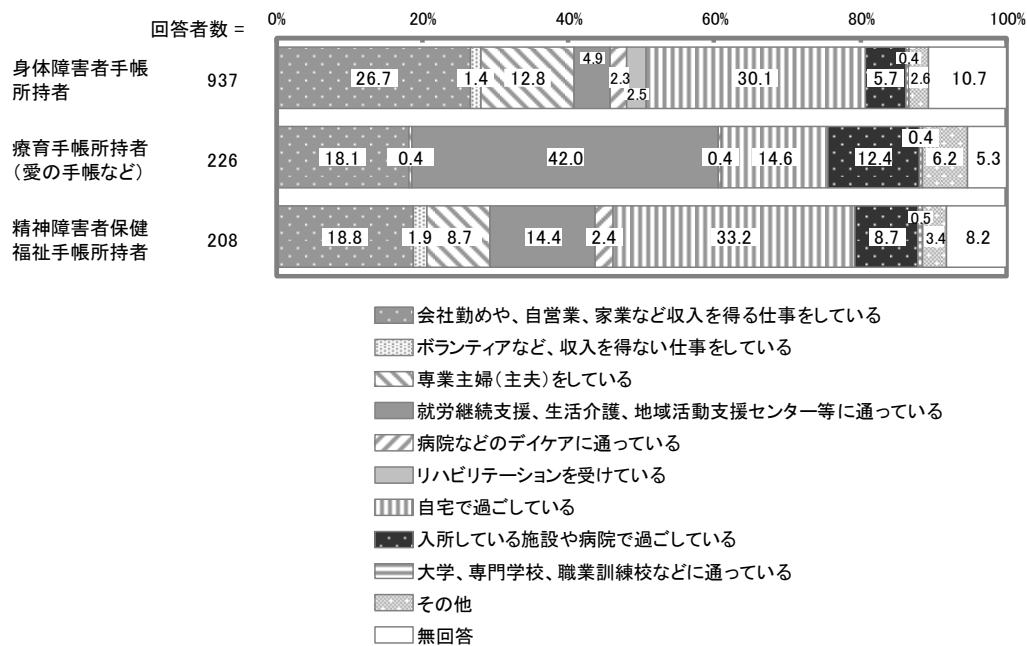
資料 5-4 お子さんとの外出の際にあるとよい支援やサービスについて（複数回答可）



(6) 日中活動について

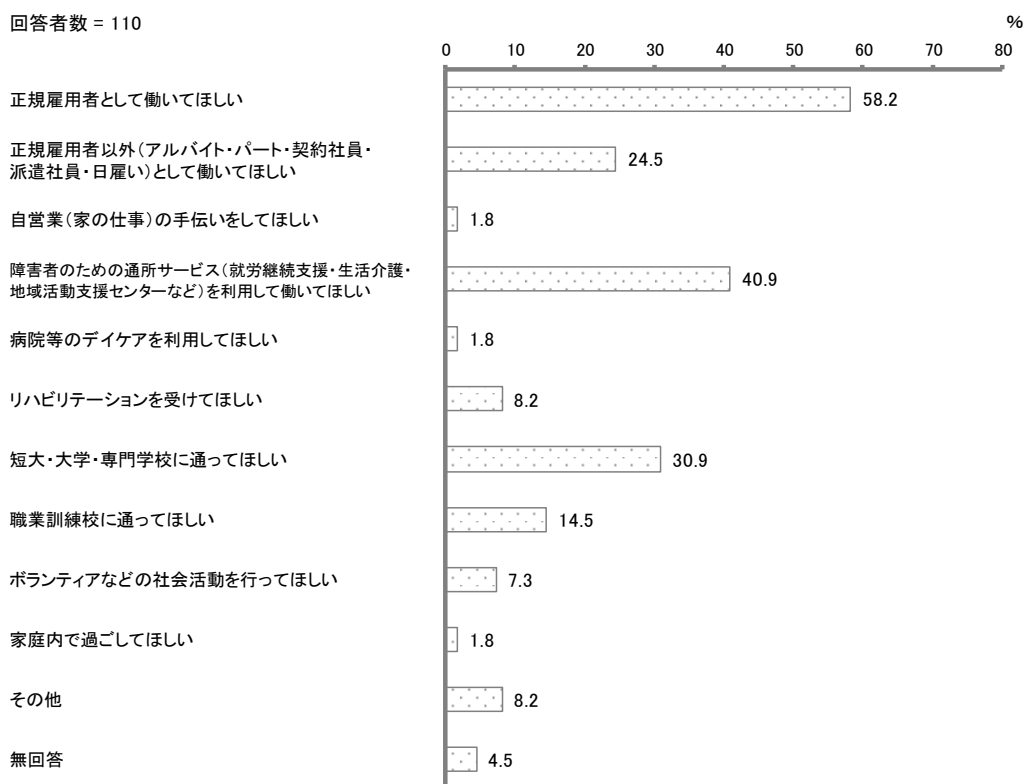
平日の日中の過ごし方について、「身体障害者手帳所持者」は「自宅で過ごしている」や「会社勤め、自営業や家業など収入を得る仕事をしている」、「療育手帳所持者」は「就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等に通っている」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「自宅で過ごしている」がそれぞれ上位を占めています。

資料 6-1 平日の日中の過ごし方について



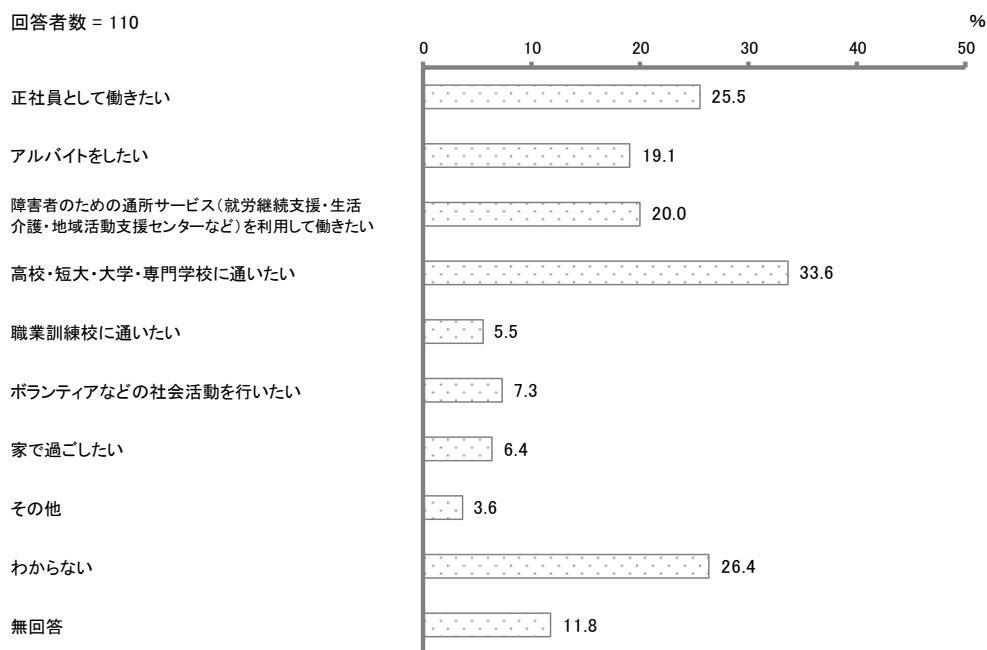
障害児及び保護者用アンケート調査では、お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中活動について、「正規雇用者として働いてほしい」の割合が約6割、「障害者のための通所サービス（就労継続支援・生活介護・地域活動支援センターなど）を利用して働いてほしい」の割合が約4割となっています。約3割の保護者は「短大・大学・専門学校に通ってほしい」と答えています。

資料 6-2 お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中活動について（複数回答可）



障害児本人が回答したアンケート調査で、将来の日中活動について、「高校・短大・大学・専門学校に通いたい」、「正社員として働きたい」、「障害者のための通所サービス（就労継続支援・生活介護・地域活動支援センターなど）を利用して働きたい」の順で高い割合となっています。

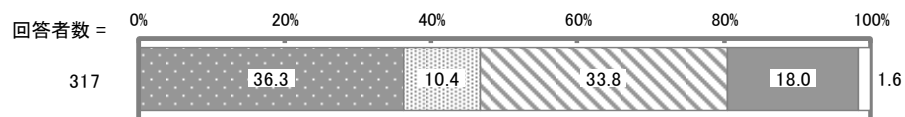
資料 6-3 障害児本人が希望する将来の日中活動について（複数回答可）



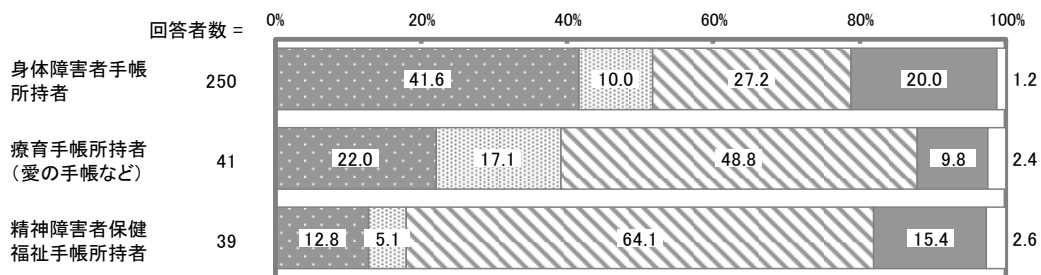
(7) 就労について

現在収入を得る仕事をしている障害者の勤務形態は、「正社員（正職員）で他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない」と「パート・アルバイト・派遣社員（職員）」がほぼ同じ割合です。4割以上の「身体障害者手帳所持者」は「正社員（正職員）で他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない」と答える一方、「療育手帳所持者」では約5割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では6割以上が「パート・アルバイト・派遣社員（職員）」の勤務となっています。

資料 7-1 勤務形態について



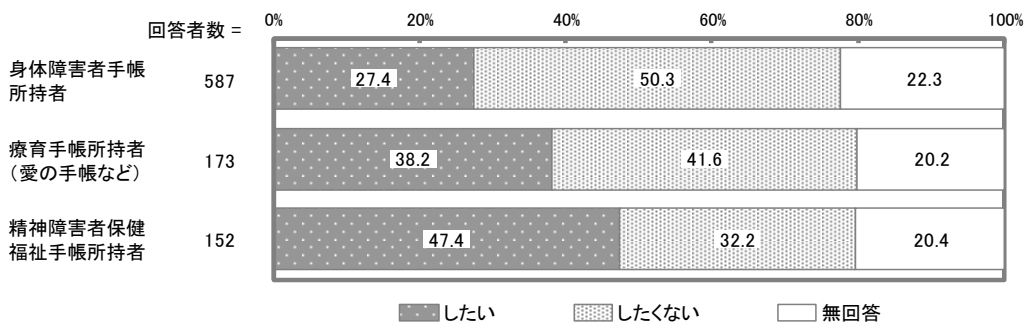
資料 7-2 勤務形態について（障害別）



- 正社員（正職員）で他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない
- 正社員（正職員）で短時間勤務などの配慮がある
- パート・アルバイト・派遣社員（職員）
- その他
- 無回答

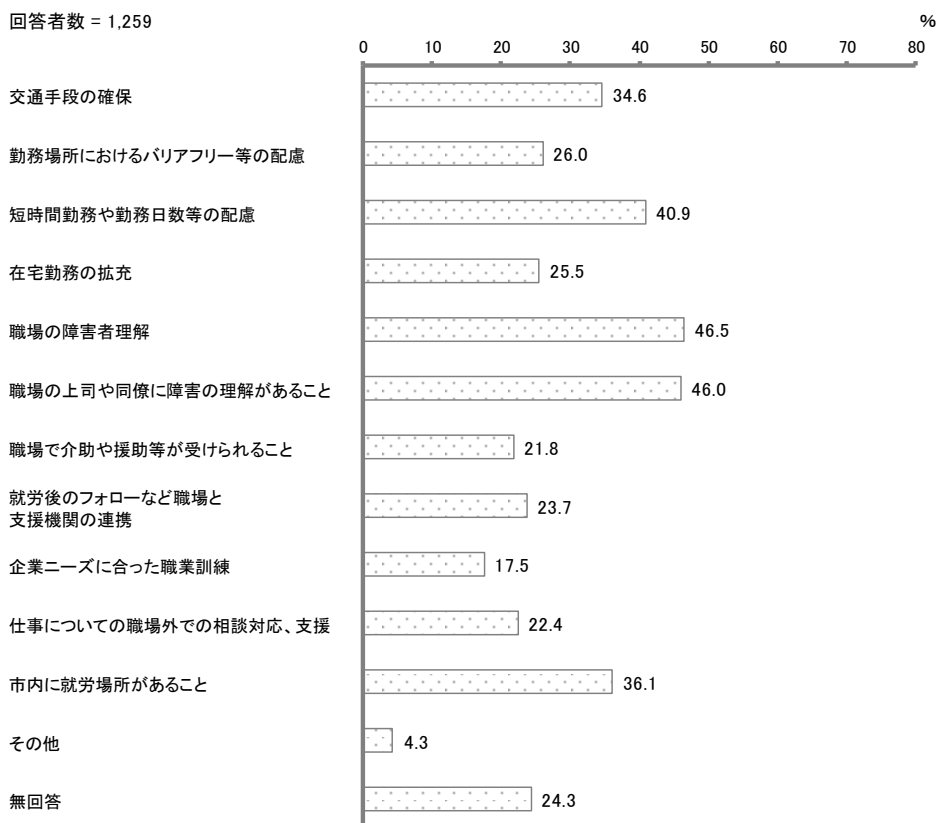
現在収入を得る仕事をしていない障害者が今後収入を得る仕事をしたいかについて、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の約5割が「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。

資料 7-3 今後収入を得る仕事をしたいかについて



障害者の就労のために必要なことについては、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」となっています。

資料 7-4 障害者の就労のために必要なことについて（複数回答可）

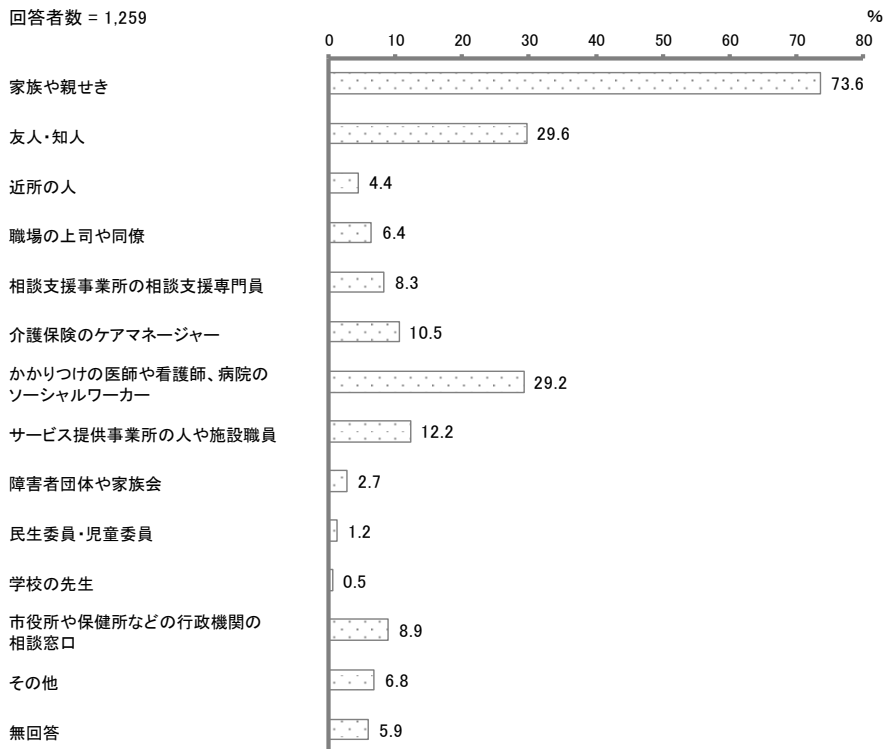


今後は、障害者の就労移行支援サービス利用などを推進し、一般就労を支援することや就労後にも障害者や雇用企業への継続的な支援を行うことが必要です。

(8) 相談について

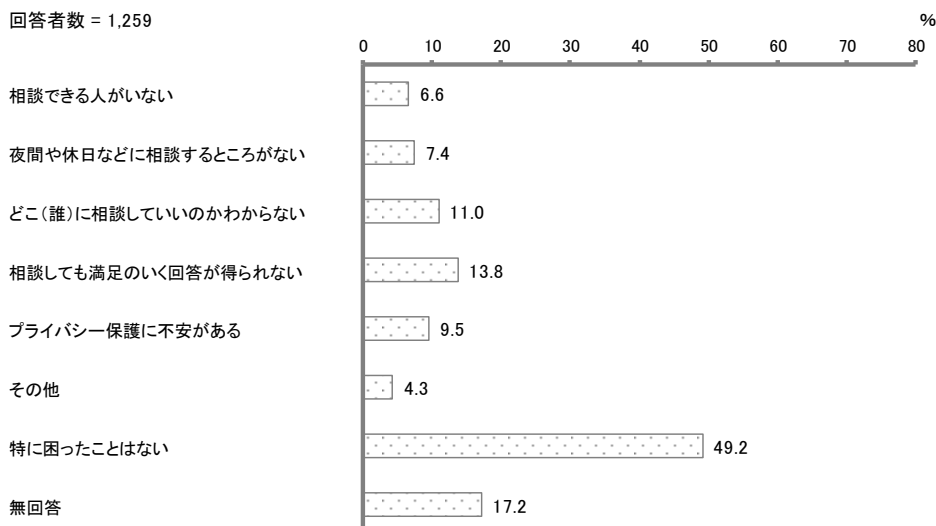
普段の悩みや困ったことの相談相手として、「家族や親せき」、「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」などが挙げられています。

資料 8-1 普段の悩みや困ったことの相談相手について（複数回答可）



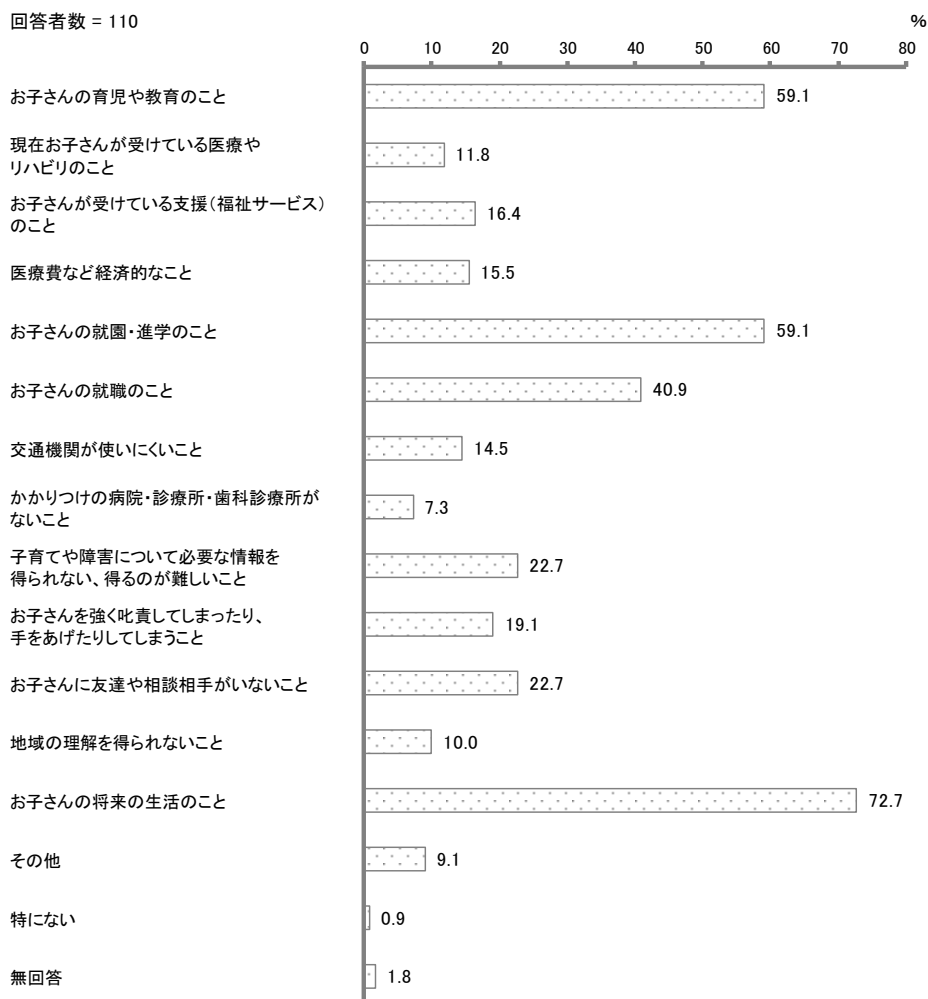
相談の際に困ることについては「相談しても満足いく回答が得られない」、「どこ（誰）に相談していいのかわからない」、「夜間や休日などに相談するところがない」など、相談に関する困り感も挙げられています。

資料 8-2 相談の際に困ることについて（複数回答可）



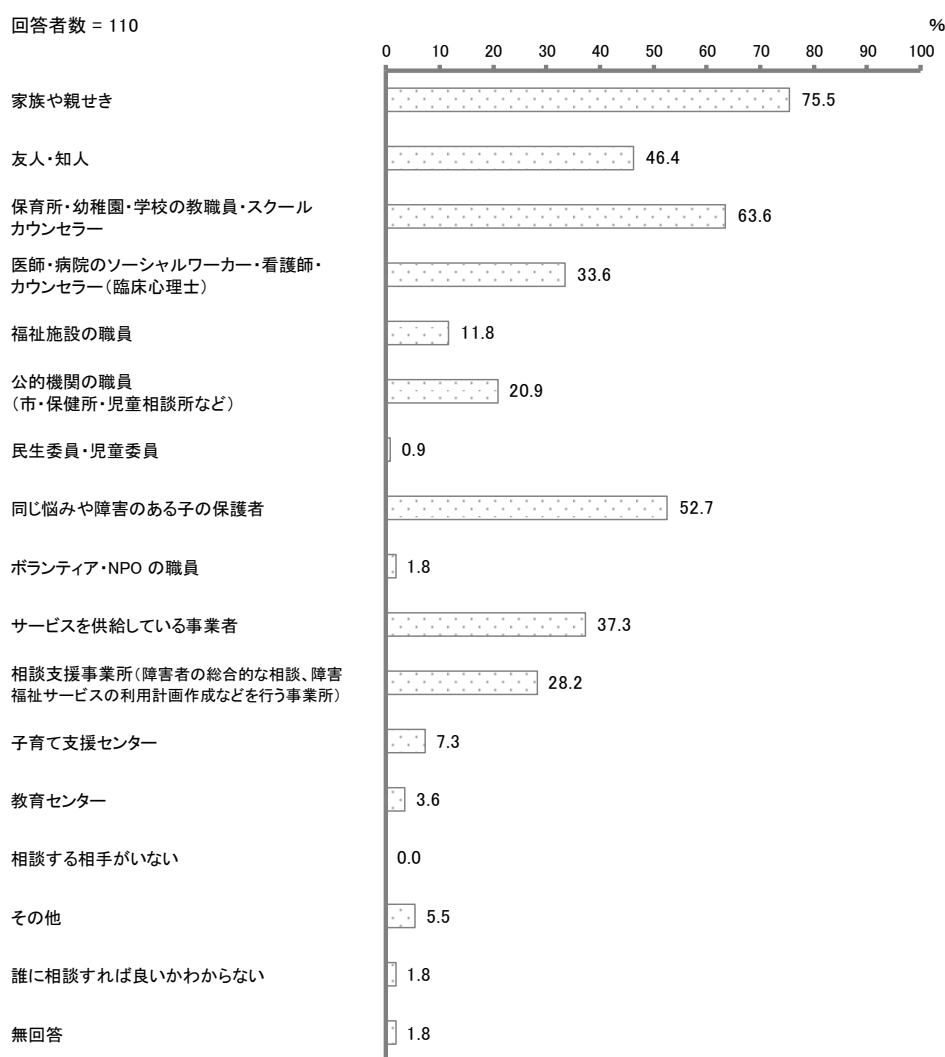
障害児及び保護者用アンケート調査では、悩みや困ったこととして、お子さんの「将来の生活のこと」、「育児や教育のこと」、「就園や進学のこと」などが挙げられています。

資料 8-3 お子さんに関する悩みや困ったことについて（複数回答可）



お子さんに関する悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が最も高く、次いで「保育所・幼稚園・学校の教職員・スクールカウンセラー」、「同じ悩みや障害のある子の保護者」となっています。

資料 8-4 お子さんに関する悩みや困ったことを相談する相手について（複数回答可）

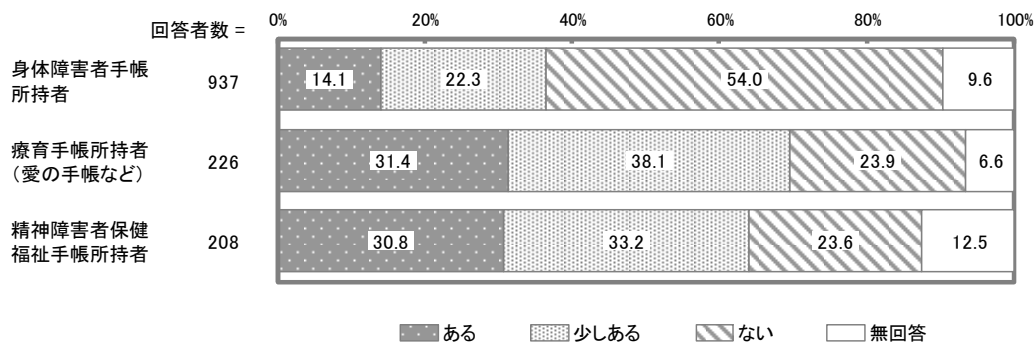


今後は、障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていくため、個々の状況に応じた適切な相談支援を身近な場所でできるよう整備することが必要です。

(9) 権利擁護について

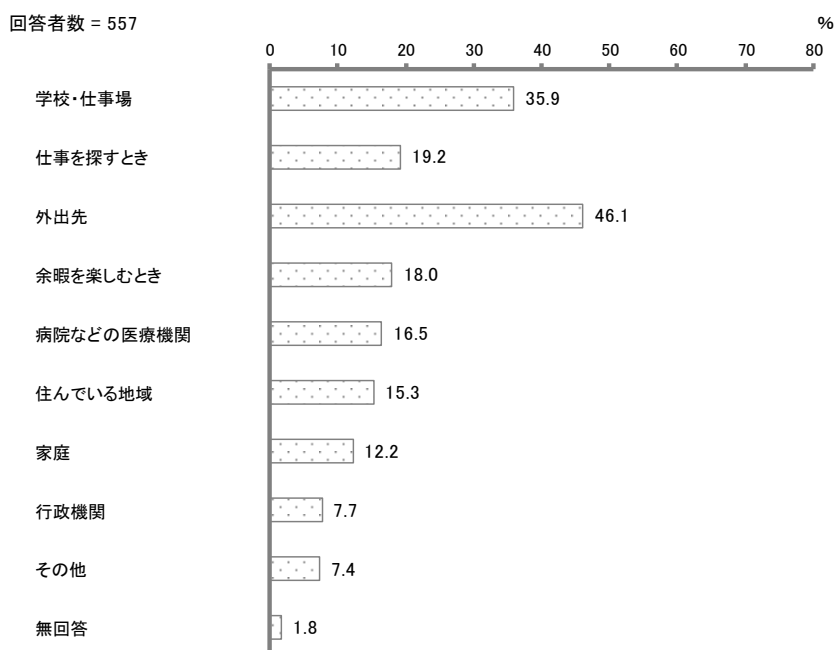
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて「ある」または「少しある」を合わせた割合が「療育手帳所持者」は約 7 割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は約 6 割と高くなっています。

資料 9-1 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて



差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」、「学校・仕事場」、「仕事を探するとき」の順で割合が高くなっています。

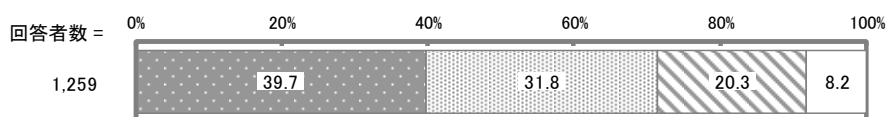
資料 9-2 差別や嫌な思いをした場所について



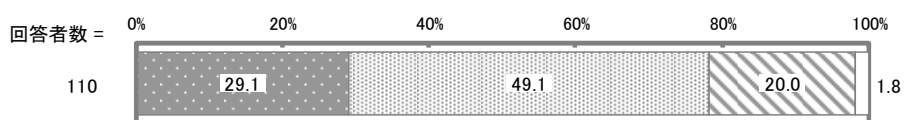
今後は、障害者の権利擁護のための法整備が進む中、障害への理解、差別や偏見の解消の普及啓発を行っていくことが必要です。

成年後見制度について「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」と回答した障害者は約 5 割、障害児の保護者は約 7 割と高くなっています。

資料 9-3 障害者の成年後見制度の認知度について



資料 9-4 障害児の保護者の成年後見制度の認知度について



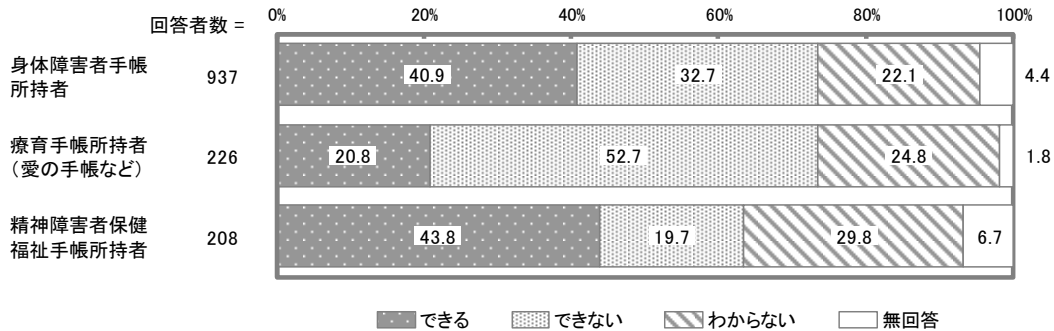
- 名前も内容も知っている
- 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知らない
- 無回答

今後は、成年後見制度の周知・啓発、また適切な利用の促進に向けた取組を行うことが必要です。

(10) 災害時の対応について

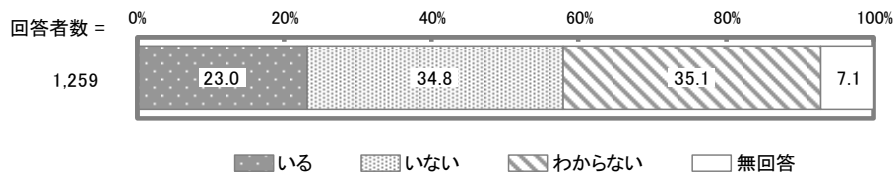
災害時にひとりで避難ができるかについて、「できない」または「わからない」の割合が全体として約 6 割、特に療育手帳所持者は約 8 割と高くなっています。

資料 10-1 災害時にひとりで避難できるかについて



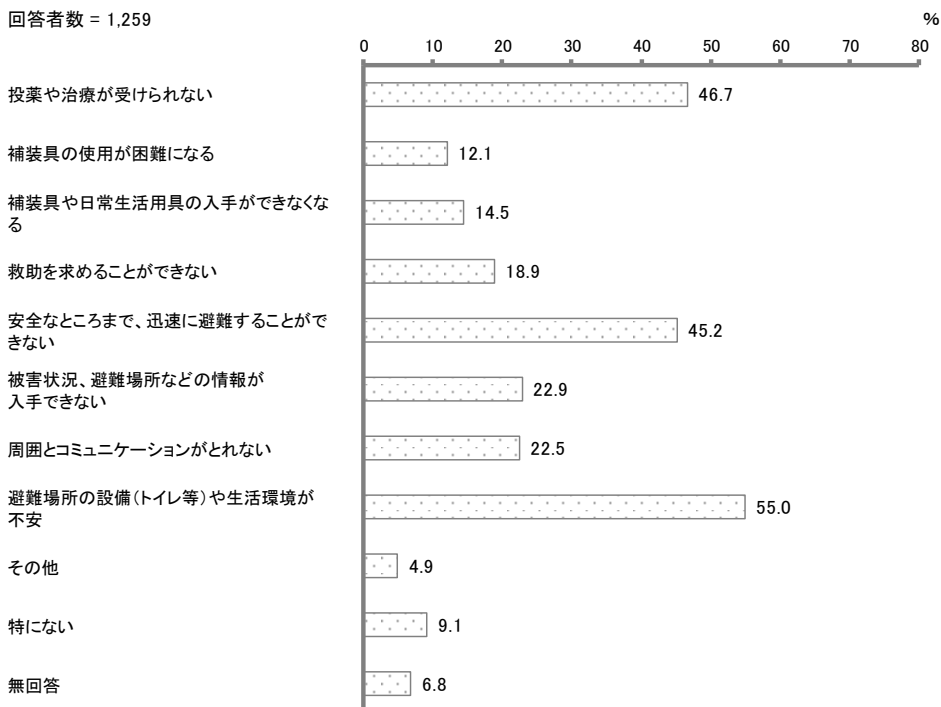
災害時に近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、約 7 割が「いない」、「わからない」と答えています。

資料 10-2 災害時に近所で助けてくれる人がいるかについて



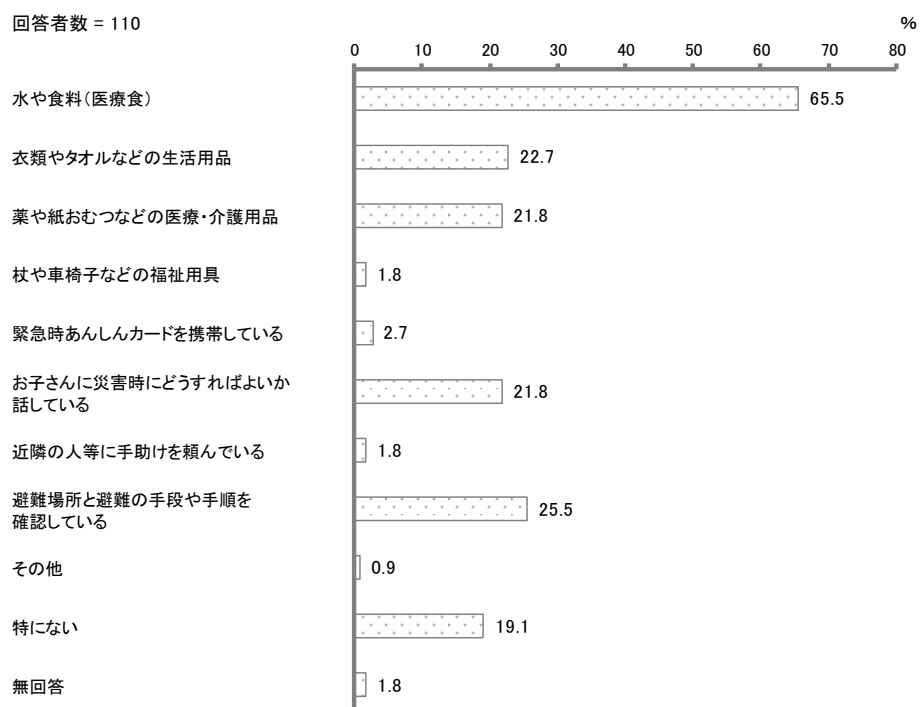
災害時に困ることについて半数以上の方が「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」と回答しています。

資料 10-3 災害時に困ることについて



障害児の保護者は災害時の準備として、「水や食料（医療食）」、「衣類やタオルなどの生活用品」、「杖や車椅子などの福祉用具」に加え、「避難場所と避難の手段や手順を確認している」や「お子さんに災害時にどうすれば良いか話している」と回答しています。

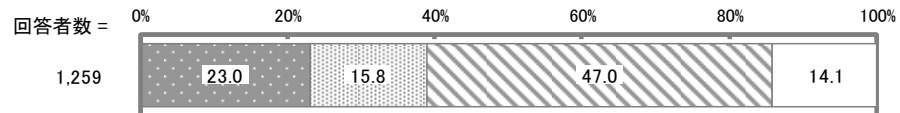
資料 10-4 お子さんのために災害時に準備していることについて



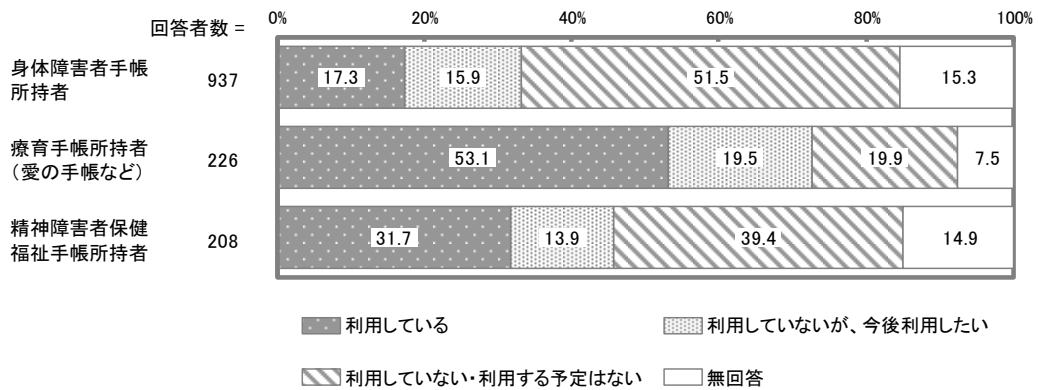
(11) 福祉サービスについて

障害福祉サービスの利用については、全体では約 2 割ですが、「療育手帳所持者」の 5 割以上が「利用している」と答えています。

資料 11-1 障害福祉サービスの利用について

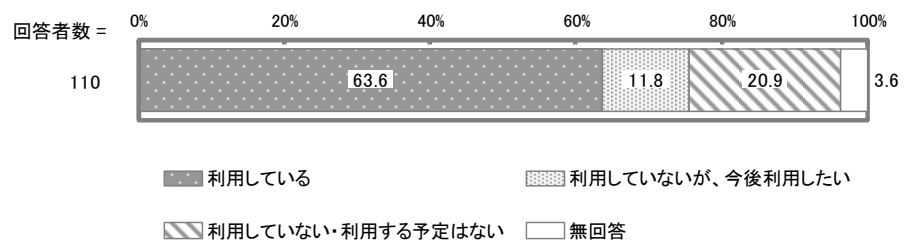


資料 11-2 障害福祉サービスの利用について（障害別）



障害児については、約 6 割が障害福祉サービスを利用しています。

資料 11-3 お子さんの障害福祉サービスの利用について



障害福祉サービスの利用状況は、「相談支援」、「移動支援」、「居宅介護（ホームヘルプ）」の順で高い割合となっています。

また、障害児の障害福祉サービスの利用状況は、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」、「相談支援」の順で高い割合となっています。

資料 11-4 障害福祉サービスの利用状況について

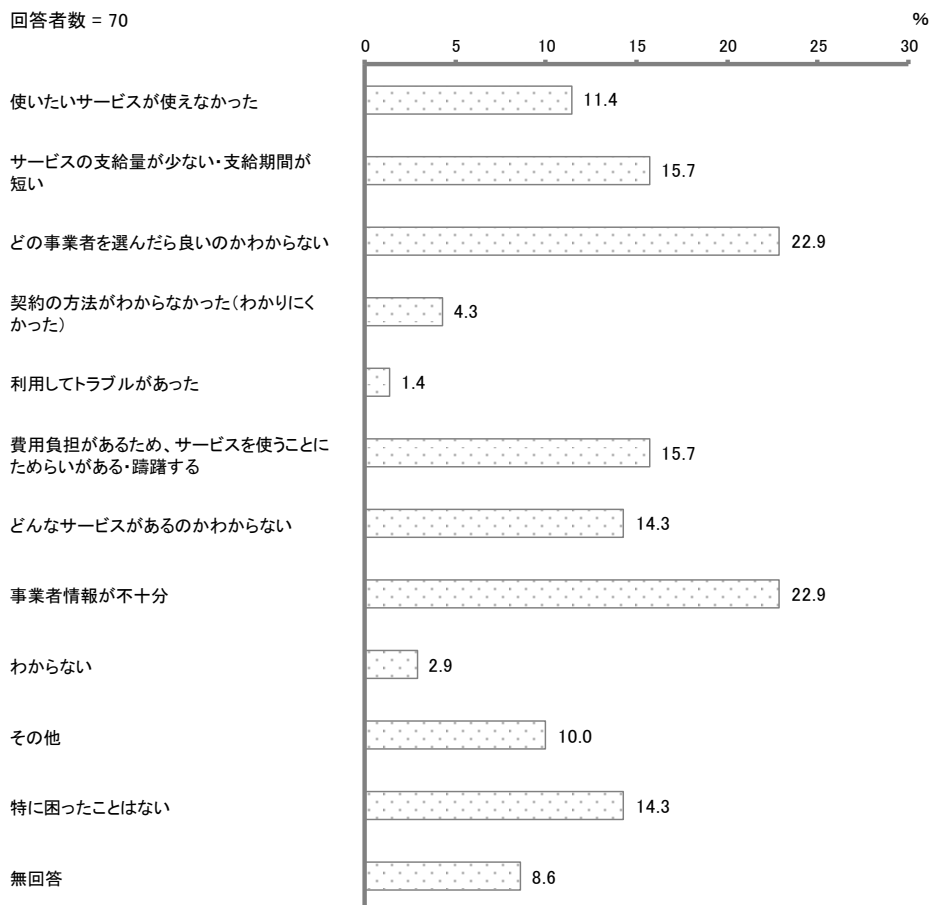
単位：％

区分	有効回答数（件）	居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型、B型）	療養介護	短期入所（ショートステイ）	共同生活援助（グループホーム）
障害者	489	15.1	3.1	4.5	10.6	2.2	12.5	9.8	3.5	12.5	1.8	12.1	6.1
障害児	83	6.0	—	0.0	2.4	—	—	—	—	—	—	6.0	—

区分	施設入所支援	移動支援	日中一時支援	意思疎通支援事業	地域活動支援センター	相談支援	訪問入浴サービス	児童発達支援	医療型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	放課後等デイサービス
障害者	4.1	17.2	4.1	1.6	10.8	27.0	3.7	—	—	—	—	—	—
障害児	—	18.1	0.0	—	—	32.5	0.0	33.7	4.8	4.8	2.4	0.0	56.6

お子さんが障害福祉サービスを利用するときに困ったこととして、「どの事業者を選んだら良いのかわからない」、「事業者情報が不十分」などが挙げられています。

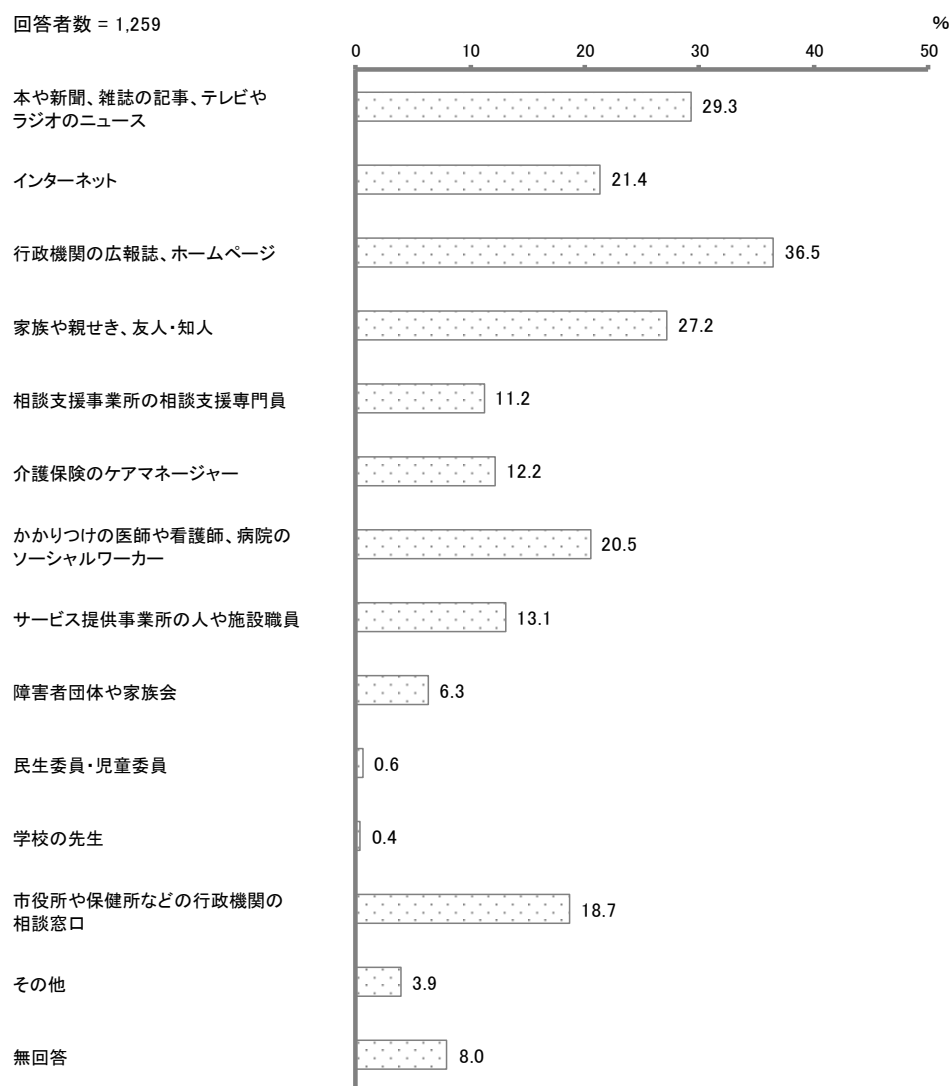
資料 11-5 お子さんが障害福祉サービスを利用するときに困ったことについて



障害の制度や福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「行政機関の広報誌、ホームページ」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」、「インターネット」などが挙げられています。

資料 11-6 障害の制度や福祉サービスなどに関する情報の入手先について

回答者数 = 1,259



4 市政 e-モニターアンケート「障害者の福祉について」調査結果

I 調査の概要

(1) 調査の目的

平成 30 年度（2018 年度）開始の「第 3 期鎌倉市障害者基本計画」及び「第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画」策定の基礎資料として、また障害者福祉に関する施策を推進するための今後の取組の参考とするため調査を実施しました。

(2) 対象

本市に在住、在籍又は在学する満 16 歳以上の方でインターネットを利用して市政に関する意見を回答する「市政 e-モニター」に登録している 440 名（着信者数 417 名）

(3) アンケート送信日

平成 29 年（2017 年）8 月 1 日

(4) 期間

平成 29 年（2017 年）8 月 1 日から平成 29 年（2017 年）8 月 13 日

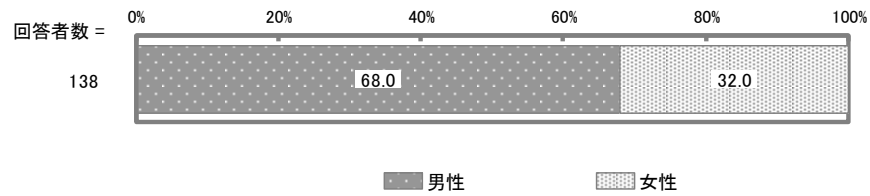
(5) 回答状況

送信者数	着信者数	回答者数	回答率 (対着信者数)
440 名	417 名	138 名	33.1%

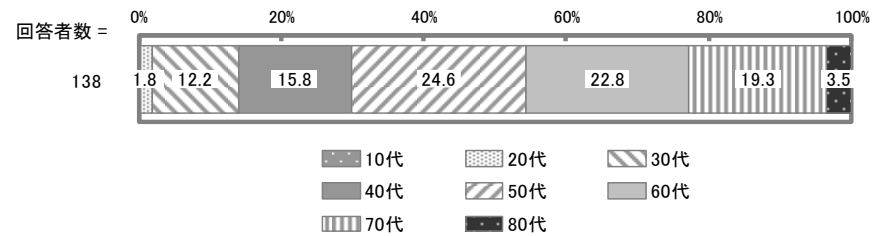
Ⅱ 調査結果

(1) 回答者の属性

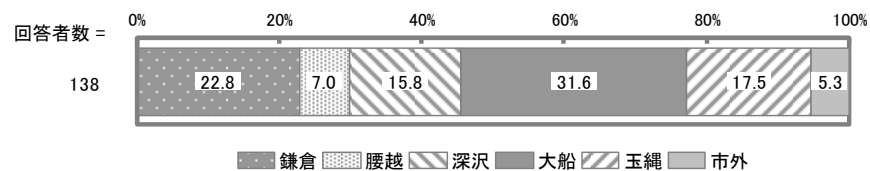
① 性別



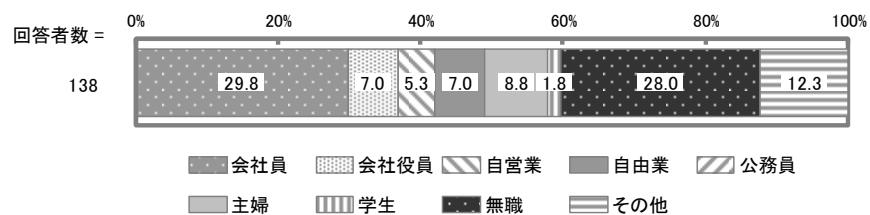
② 年齢



③ 居住地域



④ 職種

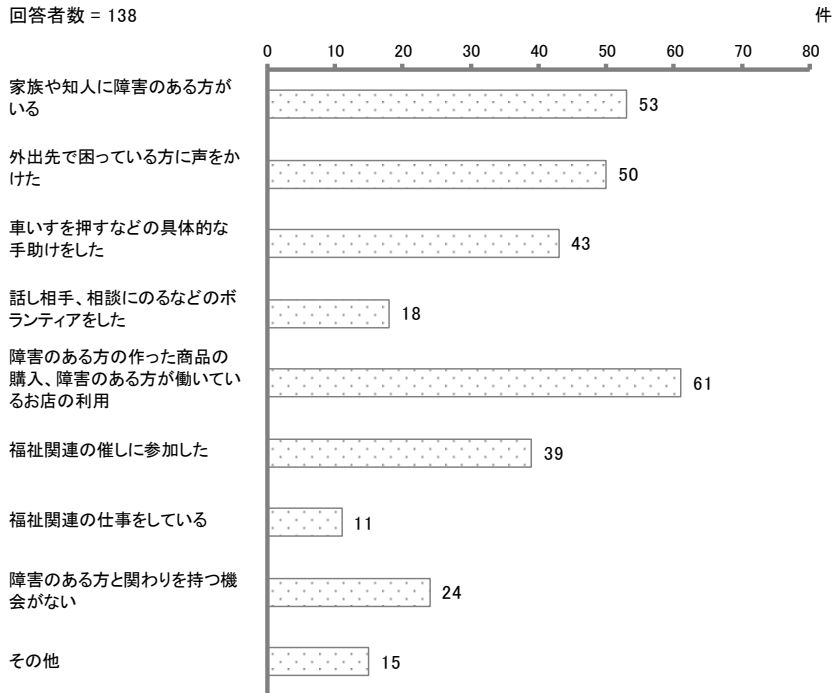


※属性については8月7日以降に回答いただいた人のみの集計です。

(2) 質問と回答結果

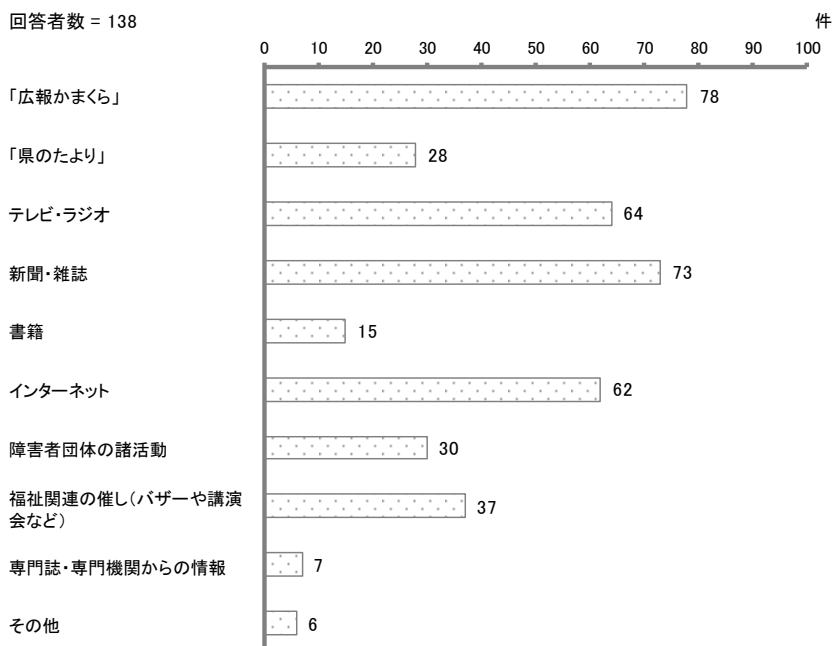
【質問1】あなたは、障害のある方とどのような関わりを持ったことがありますか。

(複数回答可)



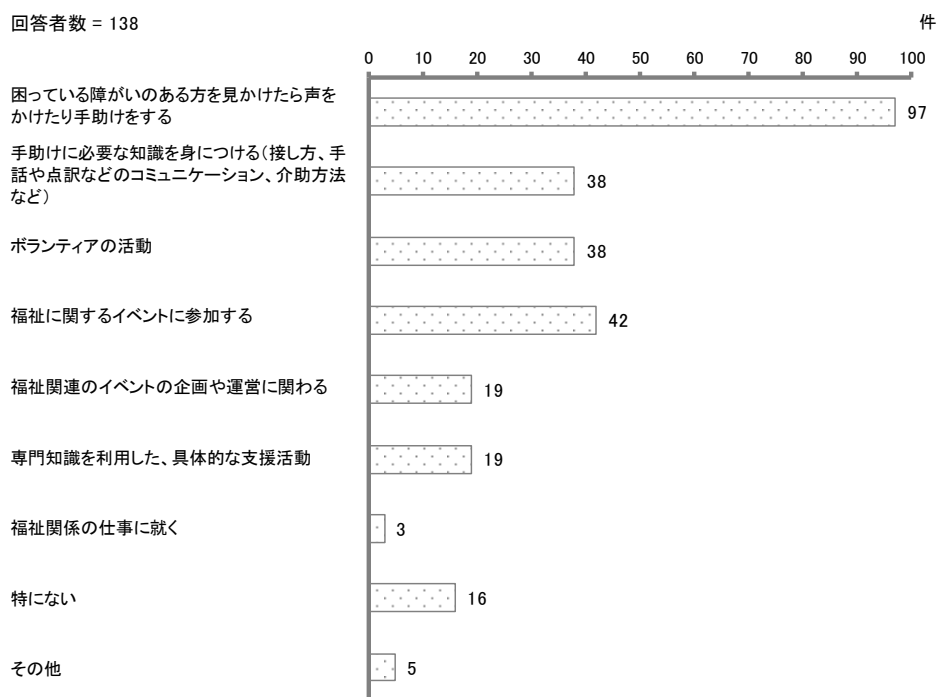
【質問2】あなたは、どのような手段で障害者福祉に関する情報を見聞きしていますか。

(複数回答可)

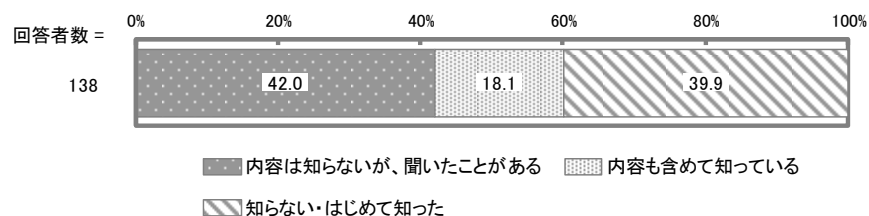


【質問 3】機会があれば、あなたはどのような活動をしてみたいと思いますか。

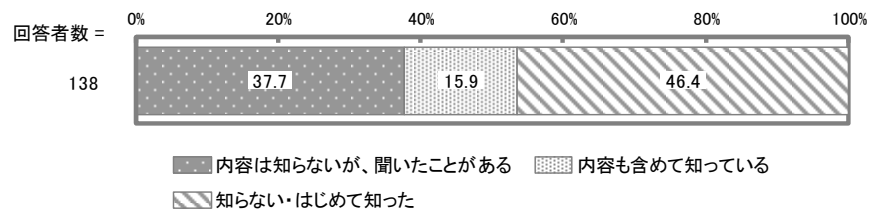
(複数回答可)



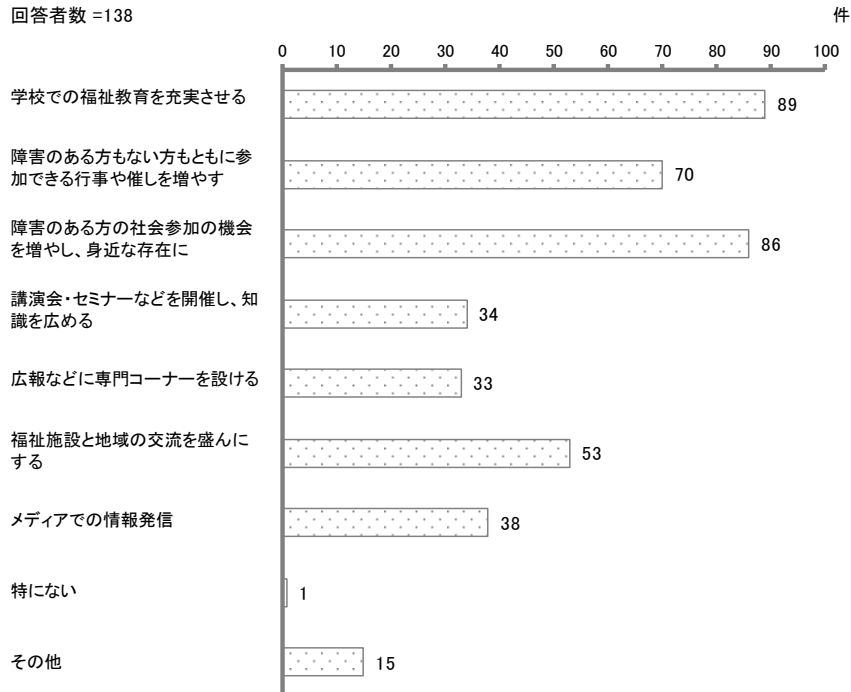
【質問 4】平成 25 年（2013 年）6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。あなたはこの法律のことを知っていますか。



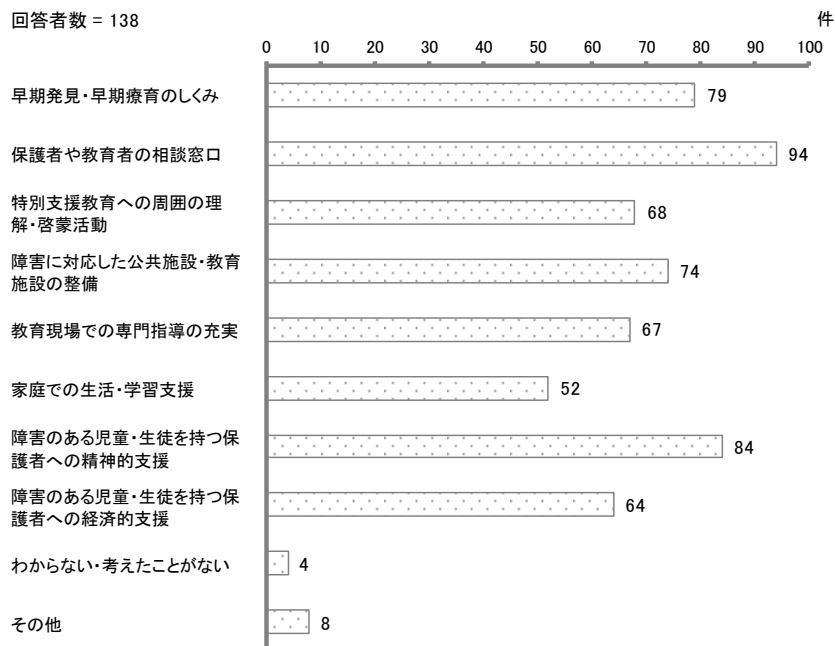
【質問 5】平成 24 年（2012 年）10 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。あなたはこの法律のことを知っていますか。



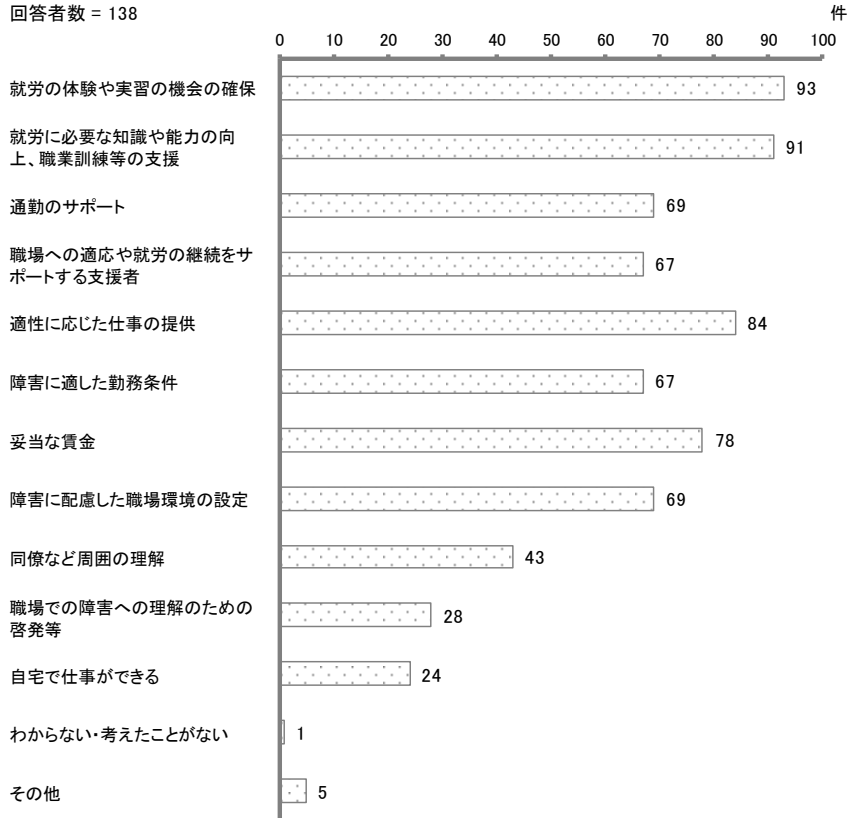
【質問 6】 社会全体として、障害のある方への理解が深まるためにはどのような方法が有効だと思いますか。（複数回答可）



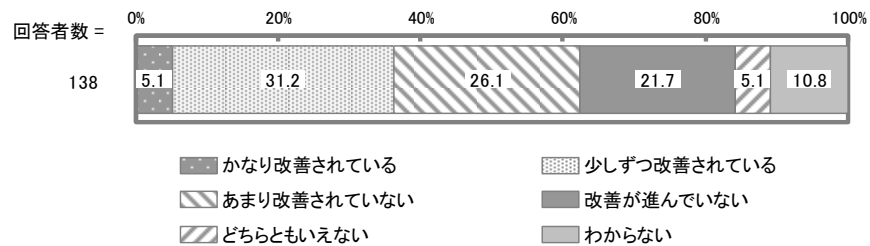
【質問 7】 障害のある児童・生徒の教育に関して、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



【質問 8】 現在、障害のある方への就労支援施策が推進されています。あなたは、障害のある方が働くためにどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



【質問 9】 あなたから見て、鎌倉市は公共施設などのバリアフリーが進んでいると思いますか。（複数回答可）



5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

平成25年6月24日条例第6号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく鎌倉市障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項

- (2) その他障害者福祉施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

付 則（平成29年3月30日条例第45号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日において現に在職する委員及び同日以後最初に委嘱される委員の任期満了の日は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日とする。

6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

平成25年7月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例（平成25年6月条例第6号）第6条の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年3月30日規則第56号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

7 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

平成 29 年度（2017 年度）

役職名		氏 名
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部長	あかえだ いくみ 赤枝 いくみ
	社団法人鎌倉市歯科医師会 常務理事	うじいさ ひろし 氏家 博
	鎌倉市社会福祉協議会施設部会 （社会福祉法人ラファエル会鎌倉薫風 施設長）	おおた あきひろ 太田 顕博
	神奈川県重症心身障害児者協議会 （社会福祉法人聖テレジア会 小さき花の園 医師）	おおつ まゆ 大津 真優
委員長	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 助教	きしかわ まなぶ 岸川 学
	市民	きやま こうこ 木山 晃子
	かまくら福祉・教育ネット	こうた まゆみ 幸田 真弓
	鎌倉市社会福祉協議会当事者団体部会 部会長 （鎌倉市肢体不自由児者父母の会 会長）	こくぶ てつお 國分 哲男
	神奈川県立鎌倉養護学校 総括教諭	きくらい ちかゆき 櫻井 睦行
	鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会 （特定非営利活動法人ゆつほ びびら 所長）	すずき みちこ 鈴木 美知子
	よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長	たに ひであき 谷 英明
副 委員長	鎌倉市障害者支援協議会 会長 （鎌倉はまなみ・鎌倉わかみや 施設長）	てらた かつあき 寺田 勝昭
	鎌倉市社会福祉協議会 事務局長	ないとう しょうじ 内藤 昭二
	鎌倉市障害者地域作業所連絡会 会長 （虹の子作業所 所長）	なかがわ ちえこ 中川 千恵子
	社団法人鎌倉市医師会 理事	ゆあき しょうへい 湯浅 章平

（50 音順・敬称略）

8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）

に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部およびこどもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長

2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会長及び部会員は、議長が指名する。

3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。

4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成20年4月1日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。

9 / 用語解説

あ行

アスペルガー症候群 (Asperger Syndrome:AS ないしは Asperger disorder:AD)

(基本 : P13 福祉 : P13)

アスペルガー症候群は、広い意味での「自閉症」のひとつのタイプです。最初に症例を報告したハンス・アスペルガーというオーストリアの小児科医の名前にちなんでつけられました。アスペルガー症候群は、自閉症の3つの特徴のうち「対人関係の障害」と「パターン化した興味や活動」の2つの特徴を有し、コミュニケーションの障害があります。言葉の発達の遅れがないということが自閉症と違うところです。

一般就労 (基本 : P23, 44, 45 福祉 : P24, 30, 32)

一般の企業等と雇用契約を結び労働者として各種労働関係法の適用のもと、賃金の支払いを受ける形態をとる働き方。障害者の就労には障害を開示し働くオープン就労と障害を開示しないで働くクローズド就労があります。障害を開示する場合、労働者側は就労にあたり事業主に合理的配慮を求めることや、ジョブコーチ等からの支援を受けることが可能になり、事業主側も一定の労働条件を満たすと各種助成金受給や法定雇用率への算定等が可能となります。

医療機関 (基本 : P36, 43 福祉 : P30, 34, 37)

医療法で定められた医療提供施設のことである。行政においては、病院、薬局、柔道整復師、施術所、訪問看護ステーション、二次検診、義肢採型指導医の機関です。狭義においては、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設をいいます。

医療的ケア児 (福祉 : P27)

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろう等からの経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障害のある子どものこと。新生児への医療技術の向上により、年々増加しており全国に約1万7,000人(平成27年(2015年))いるとされます。日常生活の行動に支障はないものの医療的ケアを必要とする子どもなど障害児施策の対象とならない子どもも広く含みます。

インクルーシブ教育（基本：P33）

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみとされています。

SPコード（エスピーコード）（基本：P30,31）

文字情報を内包した二次元コードの一種。wordで作成された文書に対して専用のソフトウェアを使うことでコードの作成ができ、紙に掲載された情報(コード)を専用の読み取り装置で読み取ると、文字情報を音声で聴くことができます。読み取り装置は日常生活用具給付事業の対象となっています。

NPO法人（特定非営利活動法人）（基本：P41 福祉：P36）

特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、設立された法人。特定非営利活動とは保健、医療又は福祉の増進を図る活動など20種類の分野に該当する活動で不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的としています。

オストメイト（基本：P28）

がんなどの疾患や事故などにより、消化管や尿管が損なわれたため、人工肛門、人工膀胱の開口部（ストーマ）を腹部などに増設した方を指します。

か行

学習障害(Learning Disabilities:LD)（基本：P13 福祉：P13）

一般的な知的発達に遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚、聴覚、知的、情緒などの障害や、環境的な要因は直接の原因とはされません。

神奈川県能力開発センター（基本：P17 福祉：P17）

知的障害のある方に2年間の中で基礎的な技能訓練を実施し、生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーを体得するための訓練を行う全寮制の施設。職業能力開発法に定められた認定職業訓練を行うこと目的とした職業訓練法人として運営されています。入所には公共職業安定所（ハローワーク）に申込を行い、また宿泊型自立訓練事業のサービス利用のため、市町村より自立訓練の支給決定を受ける必要があります。

基幹相談支援センター（基本：P 23, 36, 37, 52 福祉：P 37, 42, 52）

障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられ、地域の障害者相談支援の拠点として中心的な役割を担います。地域の実情に応じて市町村が任意で設置します。

共生社会（基本：P 1, 21, 22, 24, 33, 34, 36 福祉：P 1, 41）

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことです。

強度行動障害（福祉：P 21）

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

権利擁護（基本：P 25, 33, 34, 35 福祉：P 29, 42, 43）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

言語聴覚士(speech language hearing therapist:ST)（基本：P 13, 32 福祉：P 13）

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方に、その機能の維持向上を図ることを目的に、言語訓練やその他の訓練またこれに必要な検査や指導助言を行います。また嚥下訓練、人工内耳の調整などの診療補助行為も業務としています。医療のみならず福祉や教育分野などの場においても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。

高次脳機能障害（基本：P 22）

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

広汎性発達障害（基本：P 13 福祉：P 13）

広汎性発達障害（PDD：pervasive developmental disorders）とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称です。

合理的配慮（基本：P1, 21, 33, 34 福祉：P1）

障害者差別解消法では、障害を理由とし正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりすることが禁止されています。障害のある方から配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な範囲で合理的配慮を提供すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。

雇用奨励金（基本：P23, 45）

鎌倉市の制度で、知的障害者、精神障害者を雇用している中小企業等（特例子会社を除く）の事業主へ支給する奨励金のことです。

さ行

作業療法士(occupational therapist:OT)（基本：P13 福祉：P13）

身体または精神に障害のある方に、医師の指示の下、手芸、工芸その他の作業を通じ、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を目的に日常生活活動や職業関連活動、その他福祉用具や住環境への適応訓練などを行います。医療のみならず福祉や教育分野などの場においても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。

サピエ図書館（基本：P31）

視覚障害の方や視覚による表現の認識に障害のある方に対して、日本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネット上の電子図書館。点字やデイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などを提供するネットワークとして全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館などの施設や団体が加盟し、情報を必要とする多くの方へサービスを行っています。

サポートファイル（基本：P47, 48）

特別な支援や配慮を必要とするこどもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて途切れることなく、一貫した支援を受けられるように成育歴や支援経過また本人・家族の思いなどを記入したもの。教育の場や各種サービスの利用時などに支援者や関係機関等と情報を共有するためのツールになります。

児童発達支援センター（基本：P 13, 14, 48 福祉：P 13, 14, 26）

児童福祉法7条に規定される児童福祉施設。児童発達支援事業として通所により日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の中核的な支援施設としてその有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言等を行います。平成32年（2020年）末までにすべての市町村に1か所以上、設置することとされています。

自閉症（基本：P 13, 16 福祉：P 13, 16）

文部科学省における自閉症の定義は、以下の通りとなっています。

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

社会的障壁（基本：P 21, 33 福祉：P 41）

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）とされるもののこととなります。

社会における事物（利用しづらい施設や設備など）、制度（利用しにくい、わかりにくい制度など）、慣行（障害のある方への思いこみなど）、観念（障害のある方への偏見など）などの社会における生活のしづらさがあたります。

社会福祉協議会（基本：P 41）

社会福祉法において社会福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人格を持つ団体と規定。

国・都道府県・市町村において組織化され（市町村においては昭和58年（1983年）に法制化）「住民の福祉活動の支援」と「住民の福祉活動の協働」を基本の柱に小地域福祉活動（小地域ネットワーク活動を含む）、総合的な相談事業、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進や当事者の組織化、また配食サービスや家事援助サービス、訪問介護など在宅福祉サービスの実施等を業務としています。

社会福祉法人（福祉：P36）

社会福祉法の定めるところにより社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。公益法人から発展した特別法人であり、公益性と非営利性の性格を備えています。社会福祉法人が行う事業は、社会福祉法の規定により①社会福祉事業（第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業）、②公益事業、③収益事業（法人税が課税される事業として、収益を社会福祉事業及び公益事業の財源に充てる事業）に分けられ、その公益性から施設整備に対する一定額の補助や税制優遇措置等があります。

重症心身障害（児・者）（基本：P22 福祉：P27,32）

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者といっている。

手話通訳者（基本：P31,32 福祉：P44,46）

聴覚障害者と聴覚障害をもたない者の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションの仲介を行う人。あるいは、さまざまな手話言語を翻訳して、相互のコミュニケーションの仲介を行う人。

障害者支援協議会（基本：P22,37,43,44,45,52 福祉：P41,42,52）

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

障害者職業能力開発校（基本：P17 福祉：P17）

職業能力開発法16条に基づき、国及び都道府県が設置するその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行う公共職業能力開発施設の一つ。全国に19カ所あり、入校には公共職業安定所（ハローワーク）にて求職登録・入校相談・申込を行います。神奈川県内には相模原市に設置され、ビジネス系を中心に障害別に複数のコースがあります。コースにより6か月から2年間の訓練期間となります。入校料・授業料は無料であり、公共職業安定所（ハローワーク）所長の受講指示により入校する一定の条件を満たす方は、場合により訓練手当が支給されます。

障害者の定義（基本：P21）

障害者基本法で、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」といいます。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

障害保健福祉圏域（基本：P52 福祉：P52）

障害保健福祉圏域は、市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより、広域的なサービス提供網を築くため、複数市町村を含む広域圏域として設定された圏域。神奈川県障害保健福祉圏域は横浜、川崎、相模原、横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西に分かれており、鎌倉市は横須賀・三浦圏域（横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町）に属しています。

障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（福祉：P23）

障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業として、圏域自立支援協議会の運営、相談支援等のネットワーク形成、障害保健福祉圏域における地域課題の把握及び整理を行い、必要に応じて神奈川県自立支援協議会に課題の報告や提案を行う活動を目的に政令指定都市を除く5圏域に設置されています。

自立支援医療（基本：P12,43 福祉：P12）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に移行されました。自立支援医療では、指定自立支援医療機関（具体的には受給者証に記載された医療機関）において治療や調剤、訪問看護等を受ける必要があります。

身体障害者補助犬（基本：P39）

身体障害者補助犬とは、盲導犬（視覚障害者の歩行を助ける犬）、介助犬（肢体不自由者の日常生活を助ける犬）、聴導犬（聴覚障害者の日常生活を助ける犬）の3種類を言う。平成14年（2002年）には身体障害者補助犬法が制定され、国等が管理する施設や公共交通機関等の利用において身体障害者補助犬の同伴を拒むことが禁止されました。

スクールカウンセラー（school counselor：SC）（基本：P50）

いじめや不登校、こころの悩みなどの問題を心理学の専門知識を生かし、児童・生徒へのカウンセリングや保護者・教職員等への助言・援助等のコンサルテーションなどにより解決を支援する専門職。主に臨床心理士や精神科医、大学教員などがスクールカウンセラーの資格要件とされます。

スクールソーシャルワーカー (school social worker : SSW) (基本 : P50)

いじめや不登校、虐待、貧困などの問題を社会福祉（ソーシャルワーク）の専門知識を生かし、児童・生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域等の社会資源への働きかけやネットワークの活用などにより解決を支援する専門職。主として社会福祉士や精神保健福祉士などがスクールソーシャルワーカーの資格要件とされます。

ストーマ装具 (基本 : P 28, 39)

人工肛門や人工膀胱を増設した際にその開口部（ストーマ）から排泄される便や尿を貯留するための装具類。ストーマ装具は健康保険の適用外ですが、身体障害者手帳所持者は日常生活用具給付事業の対象となります。

精神保健福祉センター (基本 : P5, 11, 12 福祉 : P5, 11, 12)

精神保健福祉法に定められた精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県及び政令指定都市に設置された機関。精神保健福祉及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、精神保健福祉及び精神障害者の相談指導のうち複雑又は困難なものへの対応、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院）支給認定や精神障害者保健福祉手帳の判定、市町村に対する技術的事項の協力や援助等を業務とします。

成年後見制度 (基本 : P 35 福祉 : P 43)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対し本人の権利を守り、不利益を被らないようにする制度。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼する「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があり、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助の3類型に分かれています。

相談支援専門員 (福祉 : P 33, 37)

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となります。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

ソーシャルスキルトレーニング (social skills training : SST)

(基本 : P 16, 50 福祉 : P 16)

人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のことを指します。発達障害のある子どもなどに対して効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられています。

た行

地域活動支援センター（基本：P 17, 40 福祉：P 17, 47）

地域生活支援事業における市町村必須事業として運営される障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び社会的交流の促進等を行う事業所。Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の類型がありそれぞれ機能の違いがあります。

地域生活支援事業（基本：P 40 福祉：P 41）

障害者総合支援法の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業。

それぞれ「必須事業」と「任意事業」があり、地域で生活をする障害のある方のニーズや地域特性に応じた柔軟な事業形態で実施されます。

地域生活支援拠点（基本：P 36, 39 福祉：P 23, 42）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。

地域包括ケアシステム（福祉：P 22）

地域での暮らしを支えるために必要となる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

精神障害にも対応するシステムの構築が求められています。

注意欠陥多動性障害 (Attention Deficit Hyperactivity Disorder : ADHD)

（基本：P 13 福祉：P 13）

通常の年齢や発達に不釣り合いな注意力の欠如、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で学業や日常生活、社会的活動に支障をきたすものです。

通級指導教室（基本：P 16, 17, 50 福祉：P 16, 17）

学校教育法施行規則に基づく、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う特別支援教育の形態です。小・中学校に通う比較的障害の程度が軽い子どもが、通常の学級に在籍しながらその子の障害特性に合った「通級による指導」という個別の指導を受けるための教室です。

デイジー(digital accessible information system:DAISY) (基本：P30,31)

視覚障害者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためにデジタル録音図書国際標準規格として、50カ国以上の会員団体を構成するデイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれているシステム。専用の読み取り装置やパソコンのソフトウェアを利用して音声として聞くことができます。目次から読みたい章や節、あるいは注のような任意のページ・場所に自在に飛べるという機能が特徴で、さらに音声とテキストをシンクロ(同期)させたものを、マルチメディアデイジーと呼びます。読み取り装置は日常生活用具給付事業の対象となっています。

特別支援学級(基本：P16,49 福祉：P16)

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校(基本：P16,17,39 福祉：P16,17)

学校教育法に規定され、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校は平成19年(2007年)4月に障害の重複化や一人一人の教育的ニーズに添えていくという特別支援教育の理念に基づき特別支援学校に一本化されました。視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、病弱教育部門、訪問教育部門など学校ごとに教育を行う部門があります。特別支援学校は在籍する幼児児童生徒に教育を行うのみならず、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する幼児児童生徒の教育に関する助言・支援などのセンター機能も担います。神奈川県立学校においては学校名に従前の盲学校、ろう学校、養護学校という名称のみ使われています。

な行

難病（基本：P 22, 38, 43 福祉：P 44）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47 年（1972 年）の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（平成 25 年（2013 年）4 月 1 日施行）。

ニーズ（基本：P 1, 16, 36, 48, 49 福祉：P 1, 16, 32, 34, 37, 39, 40, 46, 48, 49）

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のこと。

ニュースポーツ（基本：P 41）

ニュー・コンセプトチュアル・スポーツの略称。誰もが、いくつからでも、いつまでも出来るスポーツのことで、競うことよりも楽しむことを主としています。

認定こども園（基本：P 13, 49 福祉：P 13）

認定こども園法に基づき小学校就学前のこどもに対し、保育及び教育、保護者に対する子育て支援を一体的に行なう幼稚園と保育所のそれぞれの機能を付加した施設。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の類型があり、保護者等が働いている、いないに関わらず利用が可能です。

ノンステップバス（基本：P 26）

出入口の段差をなくして、地面から床面までの高さが低く乗降性を高めた低床バス。補助スロープや乗降時に車高を下げ歩道との段差を少なくするニーリング機能等が装備されています。

は行

バリアフリー（基本：P 23, 24, 26, 27, 30）

障害のある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる物を除去するという意味。建物や道路などの段差など生活環境上の物理的除去にとどまらず、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使われます。

パラスポーツ（基本：P41）

障害のある人がプレーするスポーツ全般。もう一つのスポーツという意味を持ちます。

避難行動要支援者（基本：P27,28）

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)（基本：P39）

子ども・子育て支援法に基づき地域子ども・子育て支援事業として市町村が行う事業。乳幼児や小学生等の児童がいる保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動の推進をする事業になります。

福祉的就労（基本：P45）

一般企業での就労が困難な方などが福祉的な支援を受けて就労する働き方。主に障害者総合支援法に規定される自立支援給付の就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所、また地域生活支援事業の地域活動支援センターなどにおいて生産的活動にあたります。就労継続支援A型事業所以外は雇用契約を結ばないため、各種労働関係法の適用とならず賃金ではなく工賃を得る形になります。福祉的就労は一般就労に向けた訓練の場や働くことで生きがいを持つという側面があります。

福祉避難所（基本：P27）

災害対策基本法に規定される指定避難所で、市町村が必要に応じて保健福祉センターや民間の福祉施設などに開設する二次的な避難所のことです。障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族らのうち、一般の避難所生活が困難な人が対象となります。まずは配慮が必要な人も一般避難所で生活し、その後、自治体側が対象者を選びます。

腹膜透析（基本：P39）

自宅等において腹腔内に留置したカテーテルを介し、透析液を注入し一定期間貯留させ血液中の老廃物を透析液に移動させることにより、腎不全の治療として血液浄化を行う方法。週3回医療機関に通院して行う一般的な血液透析と比べ、時間的な制約が少ないなどのメリットがあります。

ヘルプマーク（基本：P34）

義足や人工関節を使用する人、内部障害や難病の人、精神障害、知的障害の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)（福祉：P49）

児童福祉法に基づく、放課後児童健全育成事業を行うために設置される施設。放課後児童健全育成事業とは、就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う事業で、一般的に学童保育とも呼ばれています。鎌倉市では子どもの家の名称で各小学校校区に設置しており、また、民間の施設も市内に複数あります。

法定雇用率（基本：P46）

障害者雇用促進法により、事業主は一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないとされる。平成30年（2018年）4月1日より、雇用義務の対象に精神障害者が加わり、精神障害者の短時間労働者の算定方法の変更、また法定雇用率が民間企業（従業員45.5人以上）は2.2%、国、地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%に引き上げられます。

訪問入浴（基本：P38 福祉：P48）

通常の入浴が困難な方にタンクやボイラー等専用の設備を積みこんだ訪問入浴車を利用し、居宅において寝たままの状態で行うサービスになります。地域生活支援事業における市の任意事業として実施しています。

保健所(神奈川県域は名称：保健福祉事務所)（福祉：P22）

地域保健法に基づき地域住民の健康や衛生を支える都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市、その他指定された市（保健所設置市）、特別区に設置された機関。

市町村と協力して、関係機関（医療機関、医師会、歯科医師会等）と調整を行い、関係を構築し、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的な業務を行うとともに、大規模で広域的な感染症や食中毒の他、自然災害や原因不明の健康危機管理に取り組み、地域全体の住民の健康の保持・増進を図る事業を業務とします。各種健康相談・検査窓口や小児慢性特定疾病医療費、指定難病医療費、特定疾患などの医療費助成・給付の窓口となっています。鎌倉市は神奈川県が設置する鎌倉保健福祉事務所（鎌倉市・逗子市・葉山町）が管轄となります。

ま行

民生委員・児童委員（基本：P37,41）

民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職の地方公務員。市町村の担当区域内における住民の生活状態を必要に応じ適切に把握、要援助者の自立への相談や助言・必要な情報の提供、社会福祉事業者など関係機関との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とします。民生委員は児童委員を兼ねています。

盲ろう（基本：P22）

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害を併せもつこと。

や行

ユニバーサルデザイン（基本：P26）

障害のある人だけでなく、年齢・性別・人種等に関わらずすべての人に使いやすい製品・環境・情報のデザインを目指す考え方です。

要約筆記者（基本：P31,32 福祉：P44）

要約筆記は、聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者と呼ぶ。

ら行

ライフステージ（基本：P13,21,29,36,47,48 福祉：P13）

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの区分があり、それぞれの段階に応じた節目となる出来事や課題に対して、適切な支援が受けられるよう、総合的また体系的な仕組み作りが必要になります。

理学療法士(physical therapist：PT)（基本：P13 福祉：P13）

怪我や高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある方に、医師の指示の下、運動機能の維持・改善、基本的動作の回復を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的療法を行います。医療のみならず福祉、教育分野などの場でも支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。

療育（基本：P 13, 14, 25, 42, 47, 48 福祉：P 13, 14, 39, 40）

心身に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することを言います。「治療」と「育成」・「教育」等を合わせて作られた言葉です。

レスパイト（基本：P 38 福祉：P 32, 48）

在宅で障害のある方などを介護している家族の負担軽減やリフレッシュのため、短期入所（ショートステイ）などのサービスの利用により介護の代替を受け休息等を図ることを指します。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市制に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第3期鎌倉市障害者基本計画

(平成30年度(2018年度)～平成35年度(2023年度))

平成30年(2018年)3月発行

発行：鎌倉市

編集：健康福祉部 障害福祉課

鎌倉市御成町18番10号

TEL：0467-23-3000(内線2693)

FAX：0467-25-1443